

2-354-1

環境影響評価書の概要

— 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業 —

令和3年10月

東京二十三区清掃一部事務組合

目 次

1	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1
2	対象事業の名称及び種類	1
3	対象事業の内容の概略	1
4	対象事業の目的及び内容	2
4.1	事業の目的	2
4.2	事業の内容	2
4.3	施工計画及び供用の計画	14
4.4	事業計画の策定に至った経過	24
5	環境影響評価の項目	25
5.1	選定した項目及びその理由	25
6	環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価	27
6.1	大気汚染	27
6.2	悪臭	36
6.3	騒音・振動	37
6.4	土壌汚染	51
6.5	景観	60
6.6	廃棄物	62
6.7	温室効果ガス	64
7	当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する 特別区又は市町村の名称及びその地域の町名	65
8	評価書案の修正の経過及びその内容	67
9	事業段階関係地域	69
10	評価書案審査意見書に記載された知事の意見	71
11	評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の 概要並びにこれらについての事業者の見解	72
12	調査計画書に対する知事並びに都民、周知地域区長の意見	77
12.1	調査計画書審査意見書に記載された知事の意見	77
12.2	調査計画書に対する都民、周知地域区長の意見の概要	78
13	その他	81
13.1	対象事業に必要な許認可等及び根拠法令	81
13.2	評価書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	81

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 : 東京二十三区清掃一部事務組合
代表者 : 管理者 山崎 孝明
所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目 5 番 1 号

2 対象事業の名称及び種類

事業の名称 : 中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業
事業の種類 : 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業（以下「本事業」という。）は、中央防波堤内側埋立地内東京都江東区海の森二丁目に位置し、現在不燃ごみを処理している中防不燃ごみ処理センターの第二プラントの隣に、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設を新たに整備するものである。

対象事業の概略は、表 3-1 に示すとおりである。

表 3-1 対象事業内容の概略

所在地	東京都江東区海の森二丁目 4 番 79 号
対象事業の区域の面積	約 85,700m ²
工事着工年度	令和 4 年度（予定）
工事完了年度	令和 9 年度（施設稼働は令和 8 年度）（予定）
処理能力 ^{注1)}	不燃ごみ、粗大ごみ 1,247 トン/日 〔本破砕機 : 840 トン/日 (35 トン/時間×2 系統) 前処理設備 : 407 トン/日 (33.9 トン/時間) 〕
計画処理量 ^{注2)}	不燃ごみ、粗大ごみ 420 トン/日 (70 トン/時間×6 時間)
建築物の概要	受入ヤード(第一プラント側) 鉄骨造 高さ : 約 22m 受入ヤード(第二プラント側) 鉄骨造 高さ : 約 17m 破砕設備棟 鉄筋コンクリート造 高さ : 約 16m 選別・搬出設備棟 鉄骨造(一部鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造) 高さ : 約 28m

注1) 処理能力は、1 日で処理できる不燃ごみ、粗大ごみの最大量である。原則 6 時間/日運転とするが、繁忙期など搬入量が多い時期や、点検等で 1 系統が停止した場合などは、最大 12 時間/日運転とするため、処理能力は 2 系統 12 時間/日運転の能力となる。また、原則として前処理設備で処理したごみは本破砕機でも処理するが、本破砕機で処理せずに搬出することもできるため、処理能力は本破砕機と前処理設備の処理能力の合計となる。

注 2) 計画処理量は、繁忙期などを除いた通常期(6 時間/日運転)の処理量である。

4 対象事業の目的及び内容

4.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

現在、中央防波堤内側埋立地内では中防不燃ごみ処理センターの第二プラント（以下「第二プラント」という。）で不燃ごみを、対象事業の区域（以下「計画地」という。）に隣接する粗大ごみ破碎処理施設で粗大ごみの処理を行っている。

中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はあるが壁で囲まれていないため騒音等の環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適応することは困難な状況となっている。

また、第二プラントは、廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設であり、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在とは状況が異なるため、選別精度をさらに向上させ、最終処分量を削減するには設備面で限界がある。粗大ごみ破碎処理施設は、23区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和54年にしゅん工した施設のために建屋等の老朽化がみられる。

これらの課題に対応するため、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設（以下「新施設」という。）を新たに整備するものである。

4.2 事業の内容

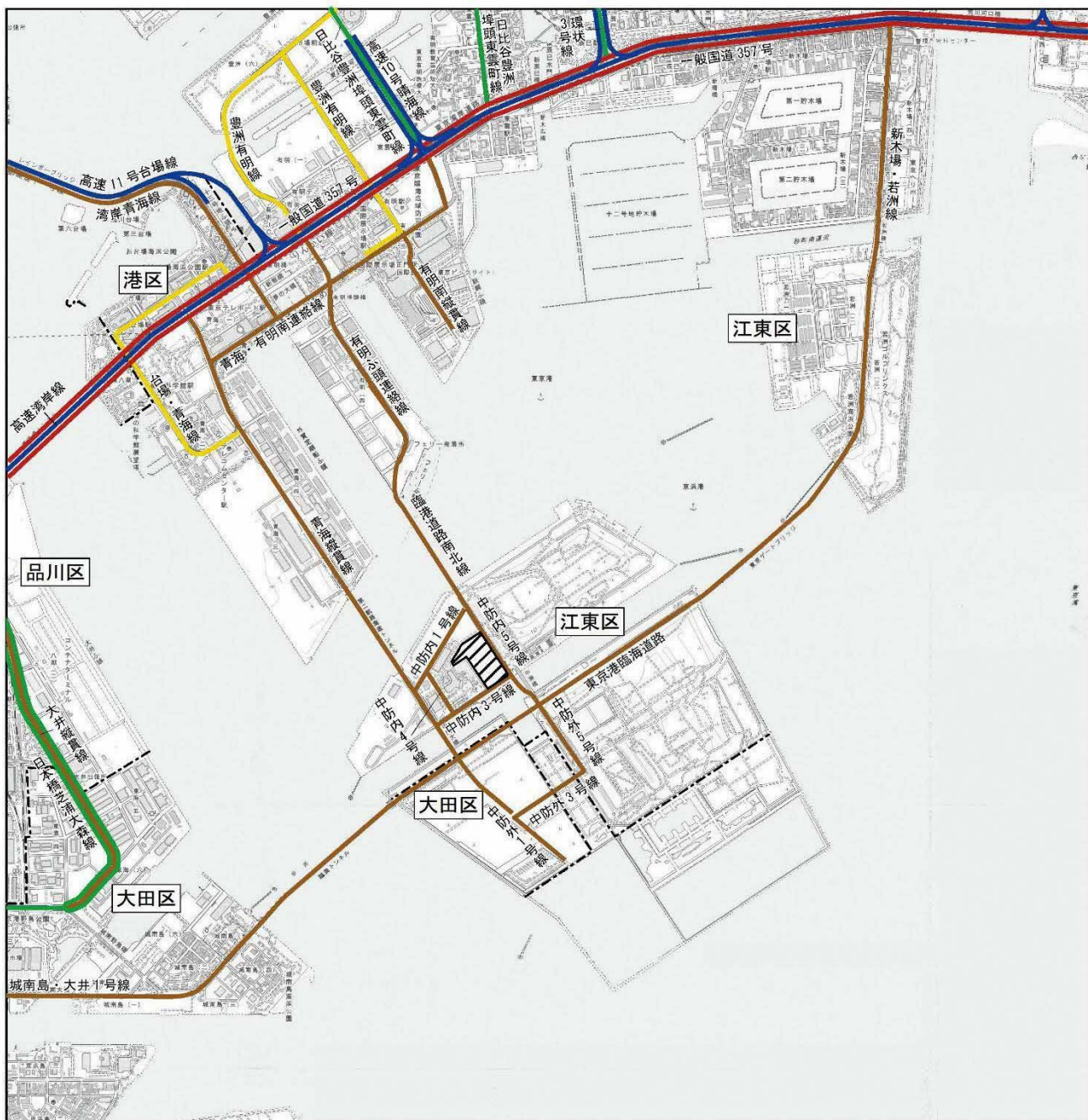
4.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 4.2-1に示すとおりである。計画地は、東京港のほぼ中央にある中央防波堤内側埋立地内に位置している。


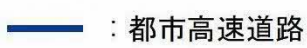
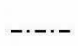
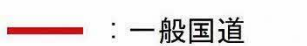
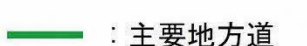
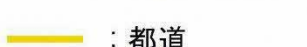
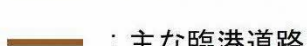
計画地は図 4.2-2に示すとおりであり、計画地面積が約85,700m²の区域である。その周囲には清掃一組の管理施設である粗大ごみ破碎処理施設、中防処理施設管理事務所及び破碎ごみ処理施設並びに東京都環境局の管理施設である第一排水処理場、中防合同庁舎等があり、一体的に中防処理施設を形成している。

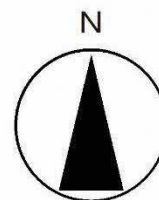
また、周辺には中央防波堤内側ばら物ふ頭、中央防波堤内側内貿ふ頭等の港湾施設があり、計画地の東側には令和2年度6月に供用が開始された臨港道路南北線が通っている。

なお、新施設の整備に当たって、粗大ごみ破碎処理施設は改修等を行わず休止とするため、計画地の対象としない。



凡 例

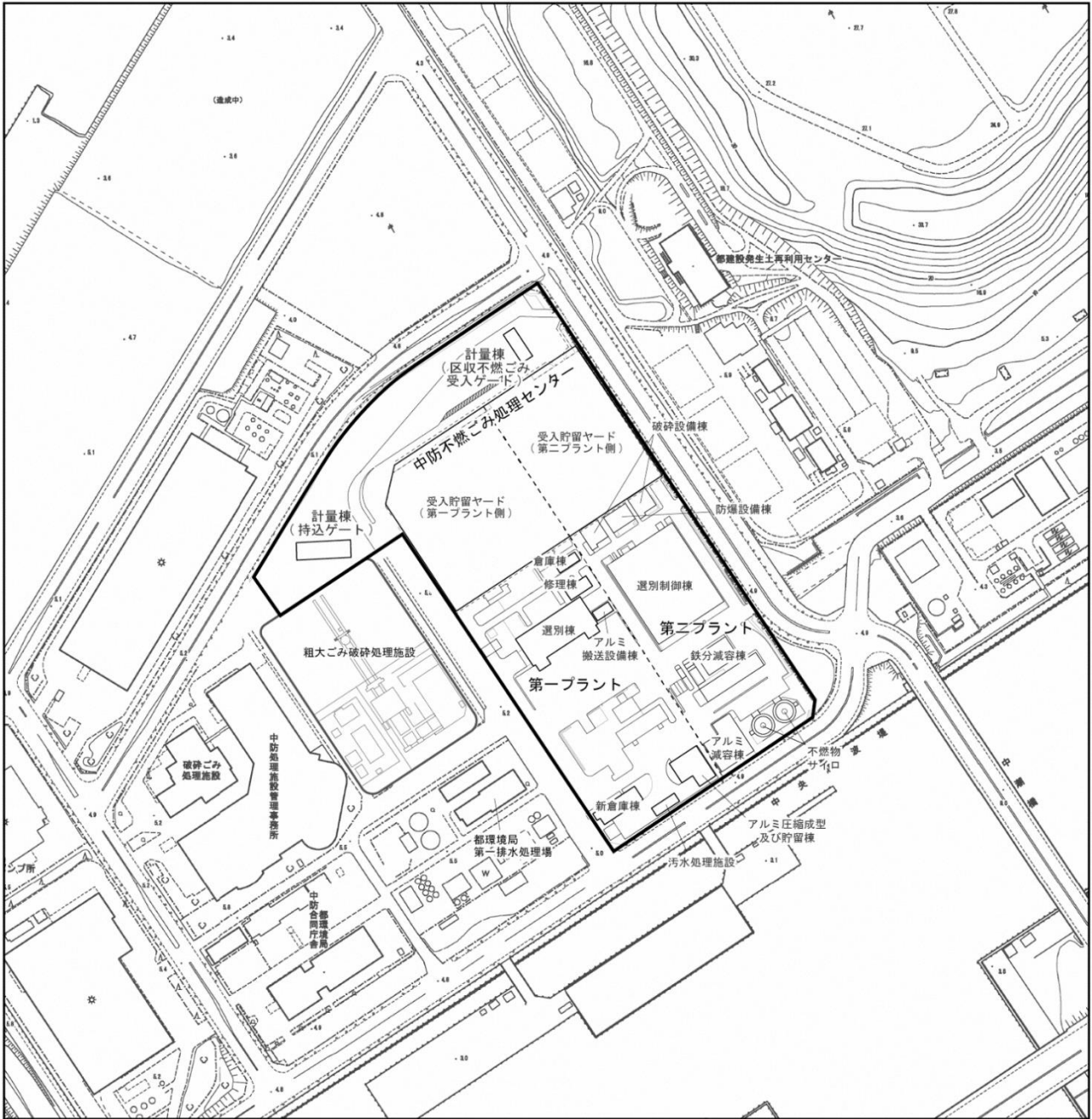
- | | | | |
|---|-------|---|----------|
|  | : 計画地 |  | : 都市高速道路 |
|  | : 区 界 |  | : 一般国道 |
| | |  | : 主要地方道 |
| | |  | : 都道 |
| | |  | : 主な臨港道路 |



1: 50,000



図 4.2-1 対象事業の位置



凡 例

□ : 計画地



1 : 5,000



図 4.2-2 計画地

4.2.2 計画の内容

本事業は、計画地にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センターの第一プラントの跡地（以下「既存施設（整備範囲）」という。）に新施設を整備するものである。

主な施設としては、受入ヤード、破碎設備棟、選別・搬出設備棟及びその他付属施設がある。

4.2.2.1 施設計画

既存施設（整備範囲）及び新施設の概要は、表 4.2-1に示すとおりである。

計画地は中央防波堤内側埋立地内に位置しており、東西水路を挟んだ中央防波堤外側処分場では現在も埋立が行われている。また、図 4.2-1（p.3参照）に示すとおり、計画地の東側では臨港道路南北線、中防内5号線が整備され、それらの道路の東側では海の森プロジェクトによる「海の森公園」の整備が進められている。

このように計画地周辺は、埋立・公園・物流など現在も開発途中にある重要な地域であり、一般の方が多く訪れる「陸・海・空の玄関口」としてふさわしい将来を見据えた計画とする。

なお、駐車場は、7台分（一般用：4台、維持管理用：3台）を設ける。

表 4.2-1 施設の概要

施設区分		既存施設 (整備範囲)	施設区分	新施設	
敷地地盤		A. P. 約+6.17m	敷地地盤	A. P. 約+6.17m	
受入貯留ヤード (第一プラント側)	最高高さ	13.8m	受入ヤード (第一プラント側)	最高高さ	約22m
	構造	鉄骨造		構造	鉄骨造
受入貯留ヤード (第二プラント側)	最高高さ	13.8m	受入ヤード (第二プラント側)	最高高さ	約17m
	構造	鉄骨造		構造	鉄骨造
破碎設備棟 (第一プラント側)	最高高さ	-注)	破碎設備棟 (新施設)	最高高さ	約16m
	構造	-注)		構造	鉄筋コンクリート造
選別棟	最高高さ	24.0m	選別・搬出設備棟	最高高さ	約28m
	構造	鉄骨造		構造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
その他付属施設		計量棟等	その他付属施設	計量棟、待機所等	

注)中防不燃ごみ処理センター（整備範囲）の破碎設備棟は、解体・撤去済である。

整備事業の工程（予定）は表 4.2-2に示すとおりである。

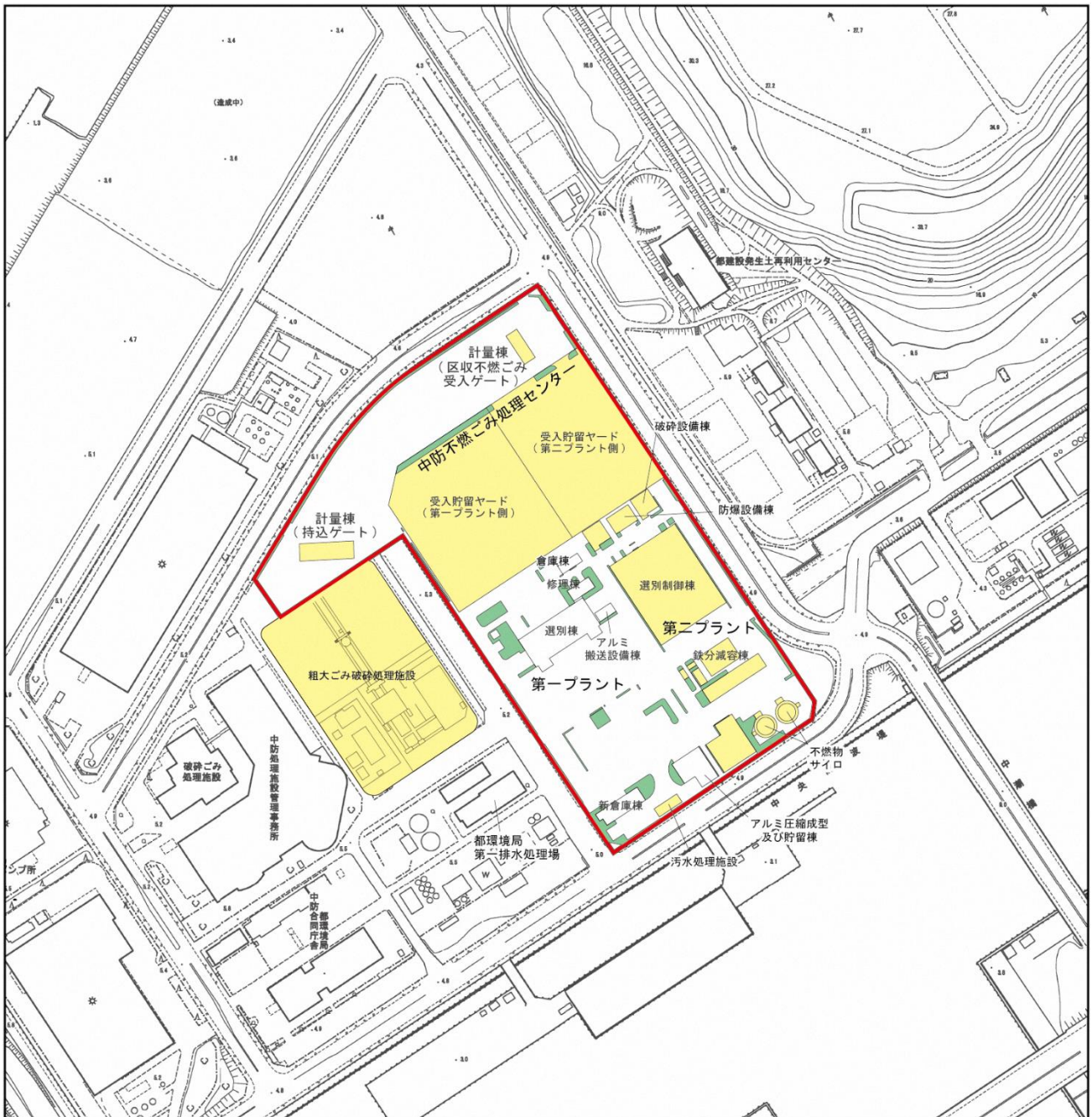
整備工事の期間は、令和4年度から令和9年度までの間とする。第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながら工事を行うため、整備工事を第Ⅰ期工事と第Ⅱ期工事に分けて整備する。工事期間のうち、第Ⅰ期工事を令和4年度から令和8年度までの間とし、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第一プラント側）と第一プラントの跡地に新施設を整備し稼働させる。その後、第Ⅱ期工事として、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第二プラント側）の屋根を解体し、新たに屋根及び壁の設置工事を令和8年度から令和9年度までの間で行う。

整備工事完了後、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設は災害発生時の災害廃棄物処理に備え休止とする。

施設配置図は図 4.2-3(1)～図 4.2-4(2)に示すとおりである。また、完成予想図は図 4.2-5に示すとおりである。

表 4.2-2 整備事業の工程（予定）

事業年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	
整備事業 計画策定	■											
環境影響 評価手続	■											
第Ⅰ期工事 解体・建設					■							
第Ⅱ期工事 解体・建設									■			
施設の操業	既存の中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設稼働								新施設稼働			



凡例

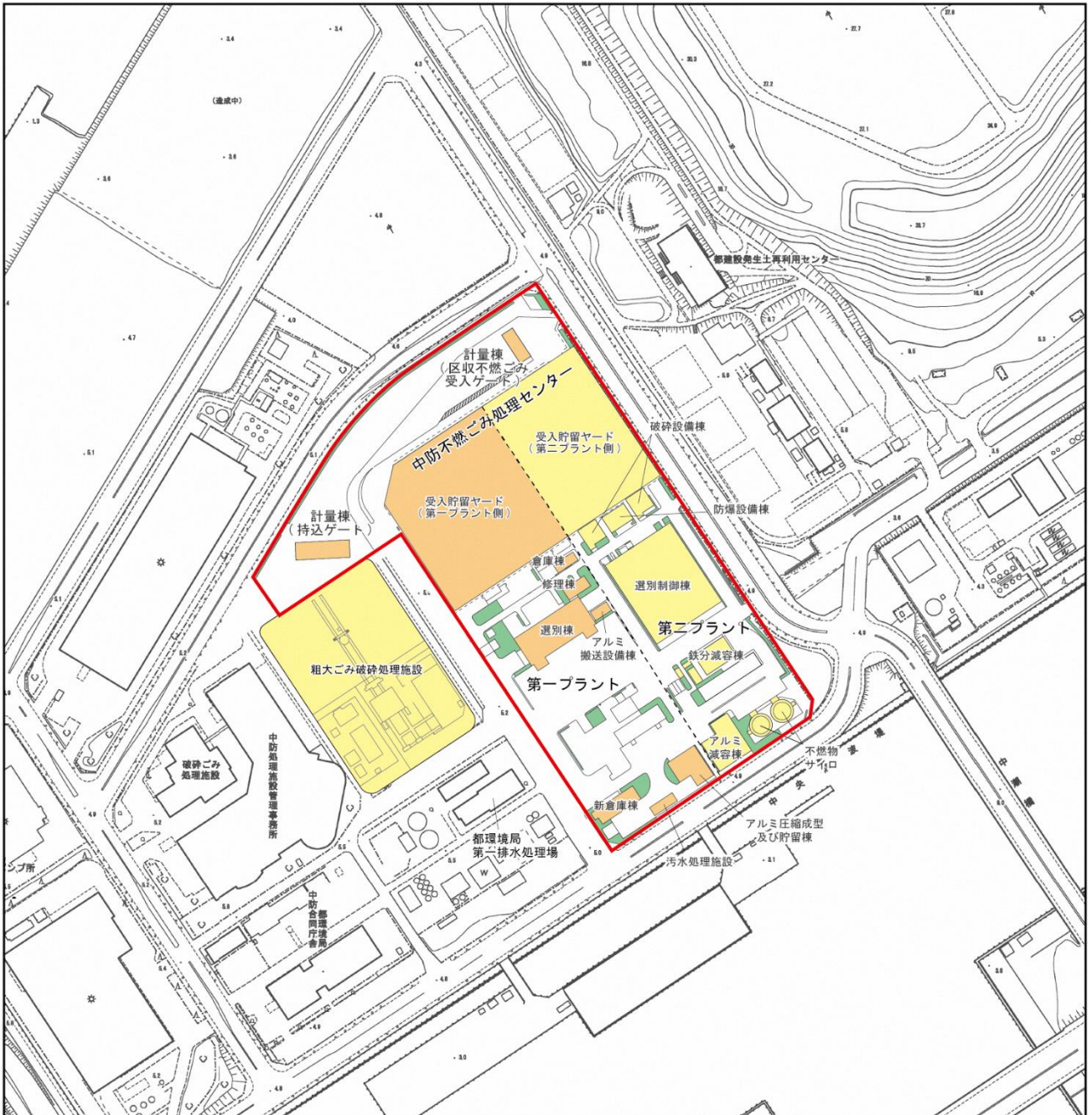
- : 計画地
- : 稼働施設
- : 緑地



1:5,000



図 4.2-3(1) 施設配置図 (現況)



凡例

- : 計画地
- : 解体対象施設 (第I期解体工事)
- : 稼働施設
- : 緑地



1:5,000

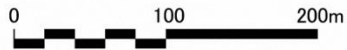
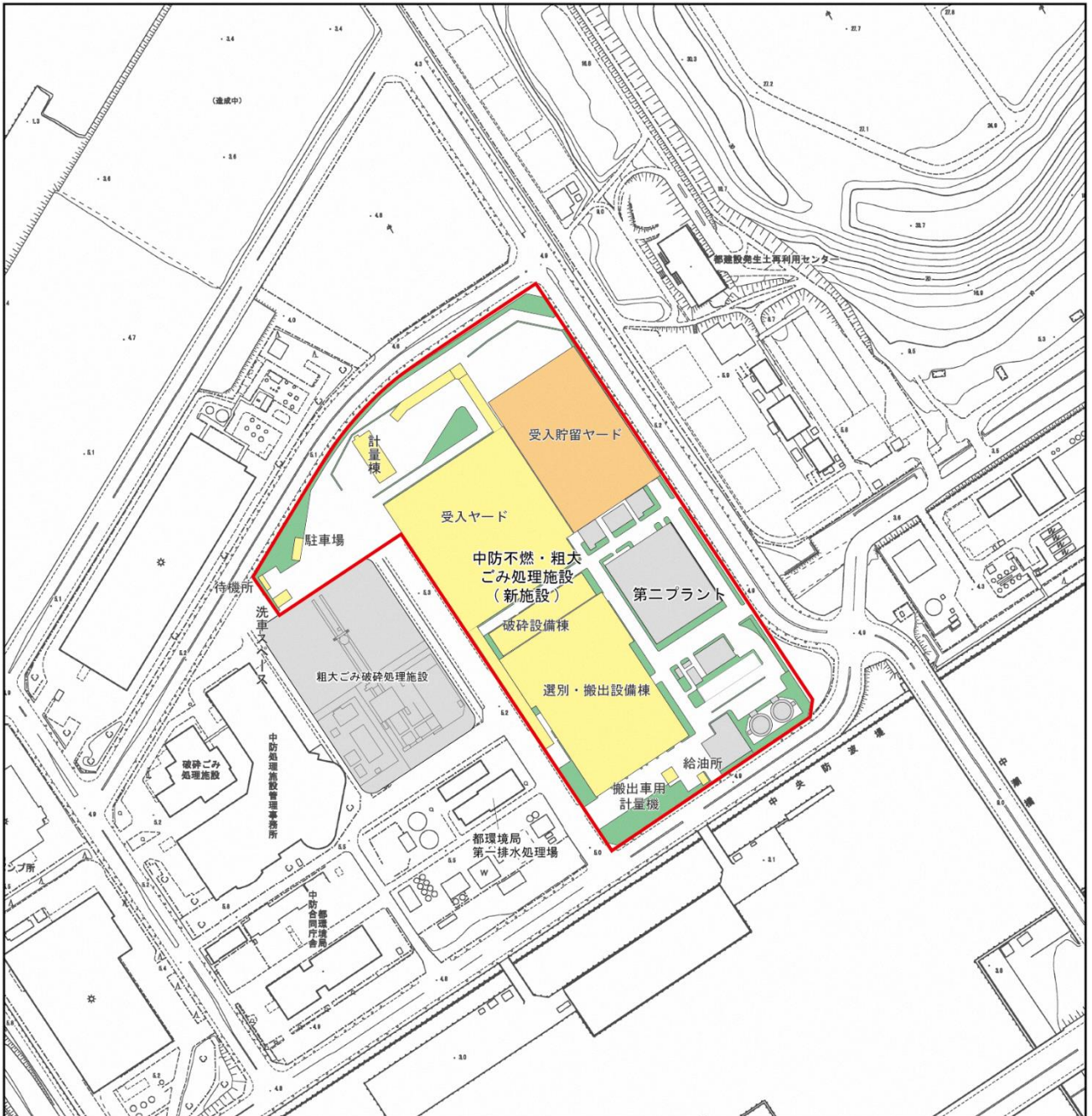


図 4.2-3(2) 施設配置図 (工事着工時)



凡例

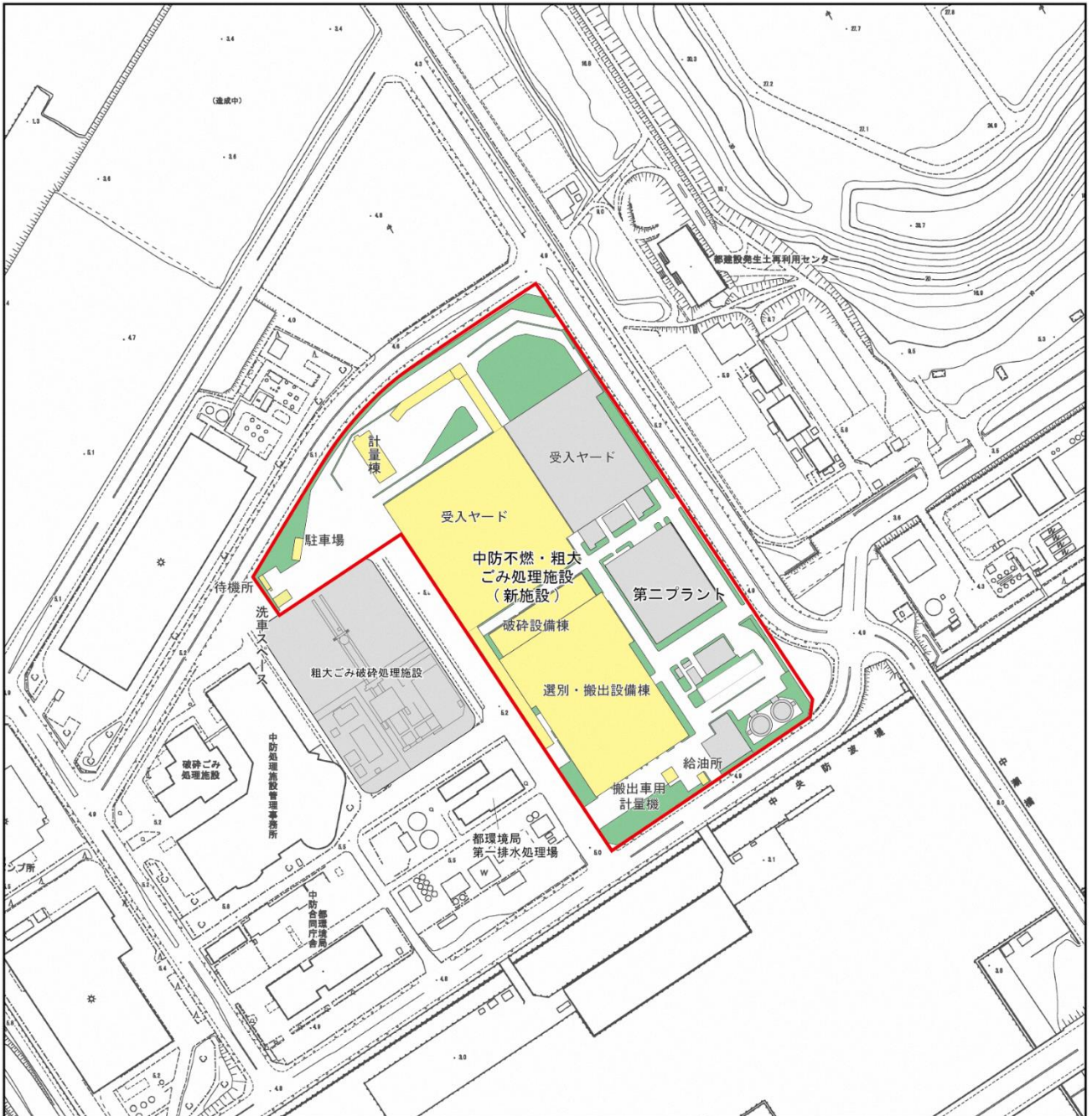
- : 計画地
- : 解体対象施設 (第Ⅱ期解体工事)
- : 稼働施設
- : 休止施設
- : 緑地



1:5,000



図 4.2-4(1) 施設配置図 (第Ⅰ期工事完了時)



凡 例

- : 計画地
- : 稼働施設
- : 休止施設
- : 緑地



1:5,000



図 4.2-4(2) 施設配置図 (第Ⅱ期工事完了後)

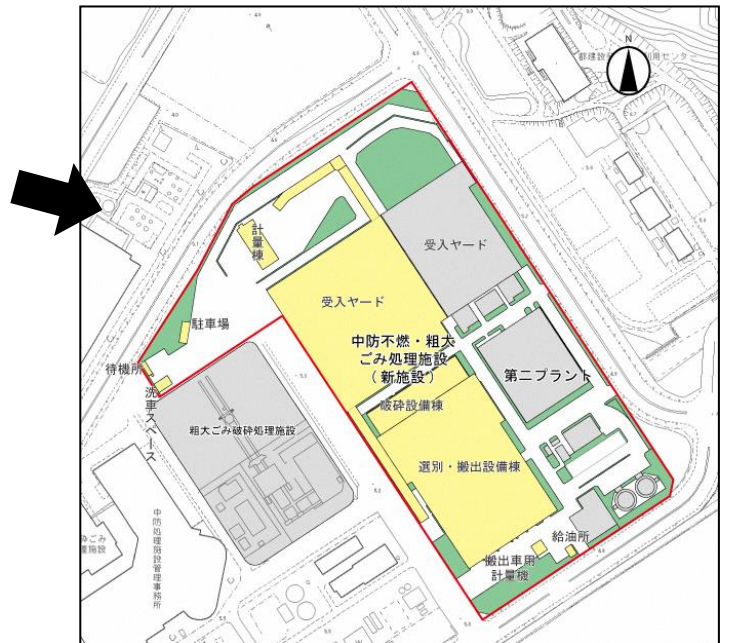
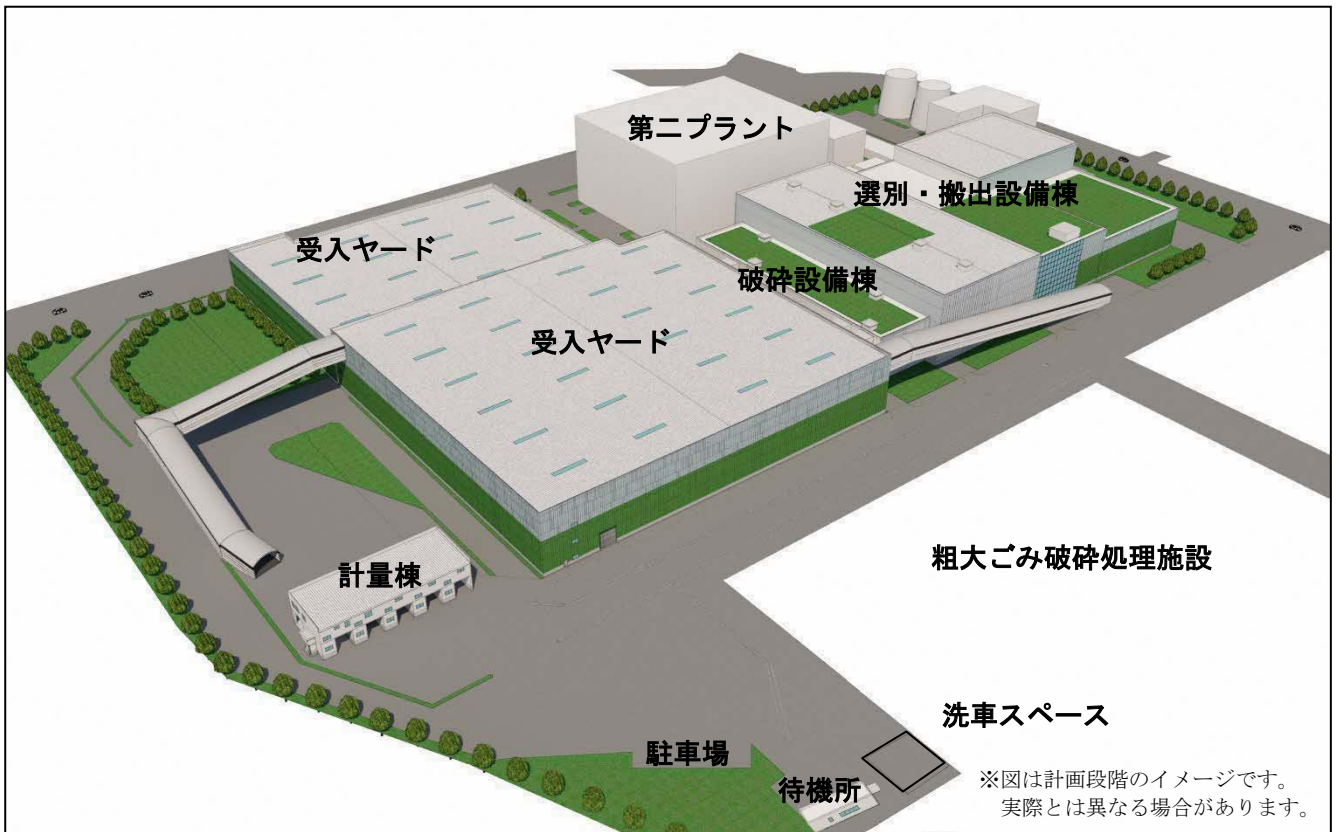


図 4.2-5 完成予想図（北西側）

4.2.2.2 設備計画

(1) 設備概要

既存の中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設及び新施設の各設備概要は、表 4.2-3(1)及び表 4.2-3(2)に示すとおりである。

また、新施設におけるごみ処理の流れは、図 4.2-6に示すとおりである。

表 4.2-3(1) 設備概要

施設名	既存施設		新施設
	中防不燃ごみ 処理センター	粗大ごみ 破碎処理施設	中防不燃・粗大 ごみ処理施設
処理能力	第二プラント： 1,800 トン/日(19 時間) (本破碎機処理能力：48 トン/ /時間×2 系統) 前処理設備： 100 トン/日	696 トン/日(9 時間) (本破碎機処理能力：32 トン/時間×2 系統) 前処理設備含む	1,247 トン/日(12 時間) (本破碎機処理能力：35 トン/時間 ×2 系統) 前処理設備含む
処理方法	破碎・選別	破碎・選別	破碎・選別
対象物	不燃ごみ	粗大ごみ	不燃ごみ、粗大ごみ
設備	破碎機 磁選機 ふるい選別機 アルミ選別機 蒸気発生ボイラ	破碎機 磁選機	破碎機 磁選機 ふるい選別機 アルミ選別機 蒸気発生ボイラ
運転計画	原則 1 日 6 時間	原則 1 日 6 時間	原則 1 日 6 時間 (搬入量が多い時期、1 系統補 修時は 1 日最大 12 時間)

注) 処理能力は、1 日で処理できる不燃ごみ、粗大ごみの最大量である。原則 6 時間/日運転とするが、繁忙期など搬入量が多い時期や、点検等で 1 系統が停止した場合は、最大 12 時間/日運転とするため、処理能力は 2 系統 12 時間/日運転の能力となる。また、原則として前処理設備で処理したごみは本破碎機でも処理するが、本破碎機で処理せずに搬出することもできるため、処理能力は本破碎機と前処理設備の処理能力の合計となる。

表 4.2-3(2) 設備概要 (新施設の前処理設備一覧)

ごみ品目	機器	概要
畳	プレス切断機	畳を破碎機に投入可能な大きさに裁断する。
ベッドマット	ベッドマット分離機	ベッドマットの表皮を剥離し、表皮とスプリングコイルに分離する。
	スプリング圧縮機	分離したスプリングコイルの圧縮処理を行う。
木材	一軸破碎機	丸太(木材)を破碎機に投入可能な大きさに破碎する。
道路公園ごみ	ふるい選別機	道路公園ごみを振動ふるいによって土砂分を取り除く。
皮革類	一軸破碎機	皮革類を破碎機に投入可能な大きさに破碎する。

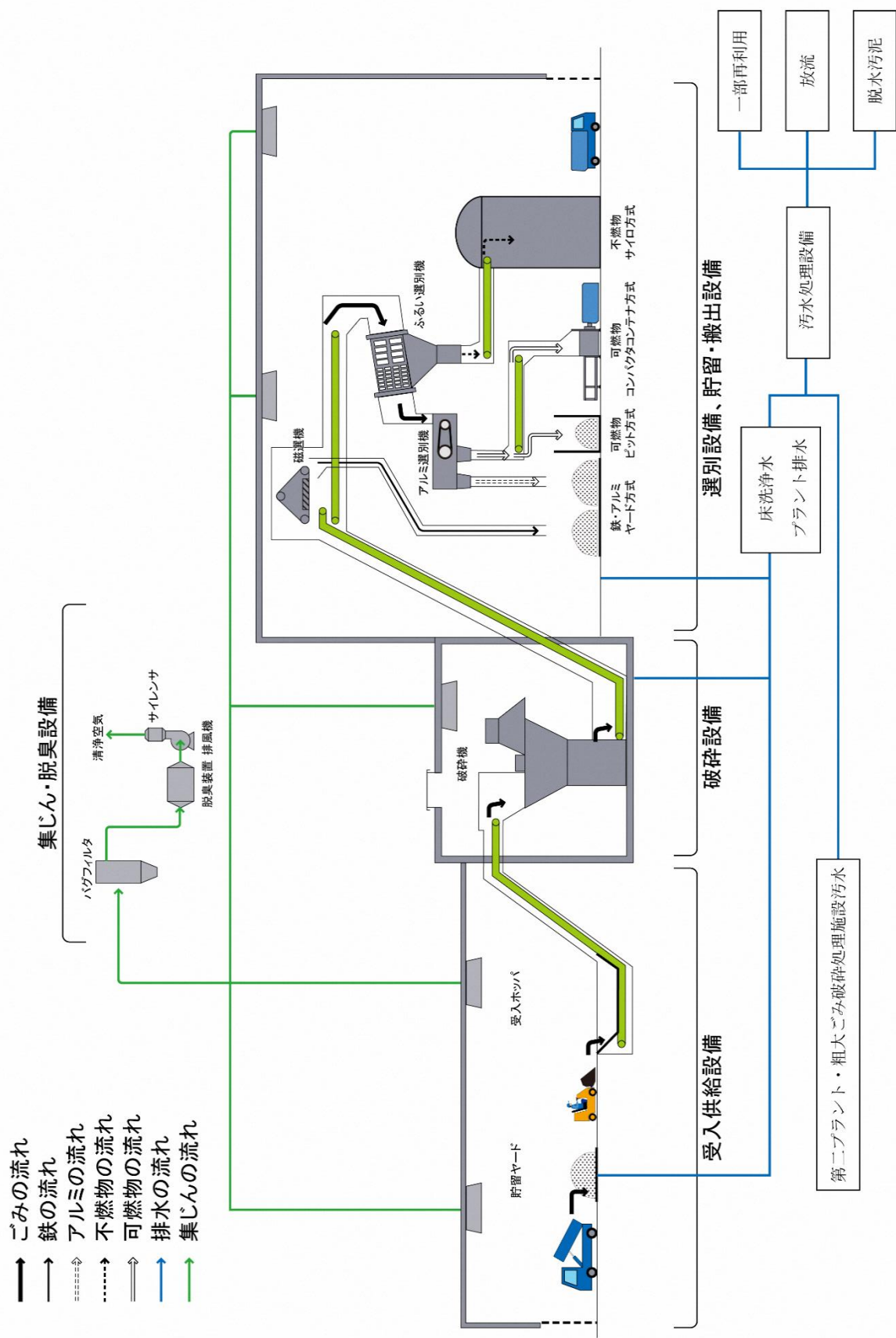


図 4.2-6 ごみ処理の流れ

4.3 施工計画及び供用の計画

4.3.1 施工計画

4.3.1.1 工事工程の概要

工事は令和4年度に着手し、工事期間は60か月を予定している。工事工程は表 4.3-1に示すとおりである。

なお、原則として作業は午前8時から午後6時まで（ただし、工事のための出入り、準備及び後片付けを除く。）とし、日曜日及び祝日は作業を実施しない。

表 4.3-1 工事工程（予定）

事業年度 主要工程	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
全体工程	第Ⅰ期工事					第Ⅱ期工事
準備工事						
解体工事 土工事						
く体工事 プラント工事						
外構工事						
試運転						

4.3.1.2 工事の概要

工事の主な工種とその概要は、以下のとおりである。

(1) 準備工事

本事業の実施にあたり、工事作業区域を囲む仮囲いや仮設電源等の設置を行う。

また、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながらの工事となるため、仮設貯留棟の設置等を行う。なお、適宜、ごみ収集車両等に必要な構内道路を確保する。

(2) 解体工事・土工事

工事は、「東京都環境確保条例」（平成12年東京都条例第215号）、石綿関係法令・規則等に基づいて実施する。

また、解体工事で発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、「廃棄物関係ガイドライン」等に基づき、適切に処理する。

ア プラント解体

計量棟と汚水処理施設等が解体の対象となるが、汚水処理施設については、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設が稼働しているため、着工前に新施設建設に影響のある配管の切り回しを行った後、新施設の試運転中に解体工事を行う。

イ 建屋解体

建屋の解体は油圧圧砕機等を使用し、中防不燃ごみ処理センターの第一プラント、受入貯留ヤード（第二プラント側は屋根、壁等）の建築物、建築物の基礎等の残存物を解体する。解体に当たっては、必要に応じ、防音パネルや防音シートを設置し、騒音や粉じん対策を講じる。

また、解体対象施設の一部にアスベストを含む建材の使用が確認されている。解体前には内装建材等のアスベスト含有が疑わしい部位について調査し、処理が必要な場合、関係法令に基づき適切に処理する。

ウ 土工事

既存施設（整備範囲）の基礎部分の解体・掘削に先立ち、止水性に優れたソイルセメント柱列壁（SMW）による山留め等を行う。

なお、山留壁を支える支保工は、切ばり等で行う。

(3) く体・プラント工事

ア 基礎・地下く体工事

掘削工事完了後、杭等の地業工事を行ったうえ、地下部分の鉄筋コンクリート構造体を構築する。

イ 地上く体・仕上工事

地上く体工事は、クローラークレーン等を用いて基礎解体工事が終了した部分から順次施工する。仕上工事は、く体工事を完了した部分より順次施工する。

なお、仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

ウ プラント工事

く体工事を完了した部分より順次施工する。プラント設備の搬入はトラック等で行い、組立と据付はクローラークレーン等を用いて行う。

(4) 外構工事

外構工事としては、構内道路工事及び植栽工事等があり、く体工事がほぼ終了した時点から施工する。

4.3.1.3 建設機械及び工事用車両

(1) 建設機械

工事の進捗に応じ、表 4.3-2に示す建設機械を順次使用する。

なお、建設機械については、最新の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を極力使用する。

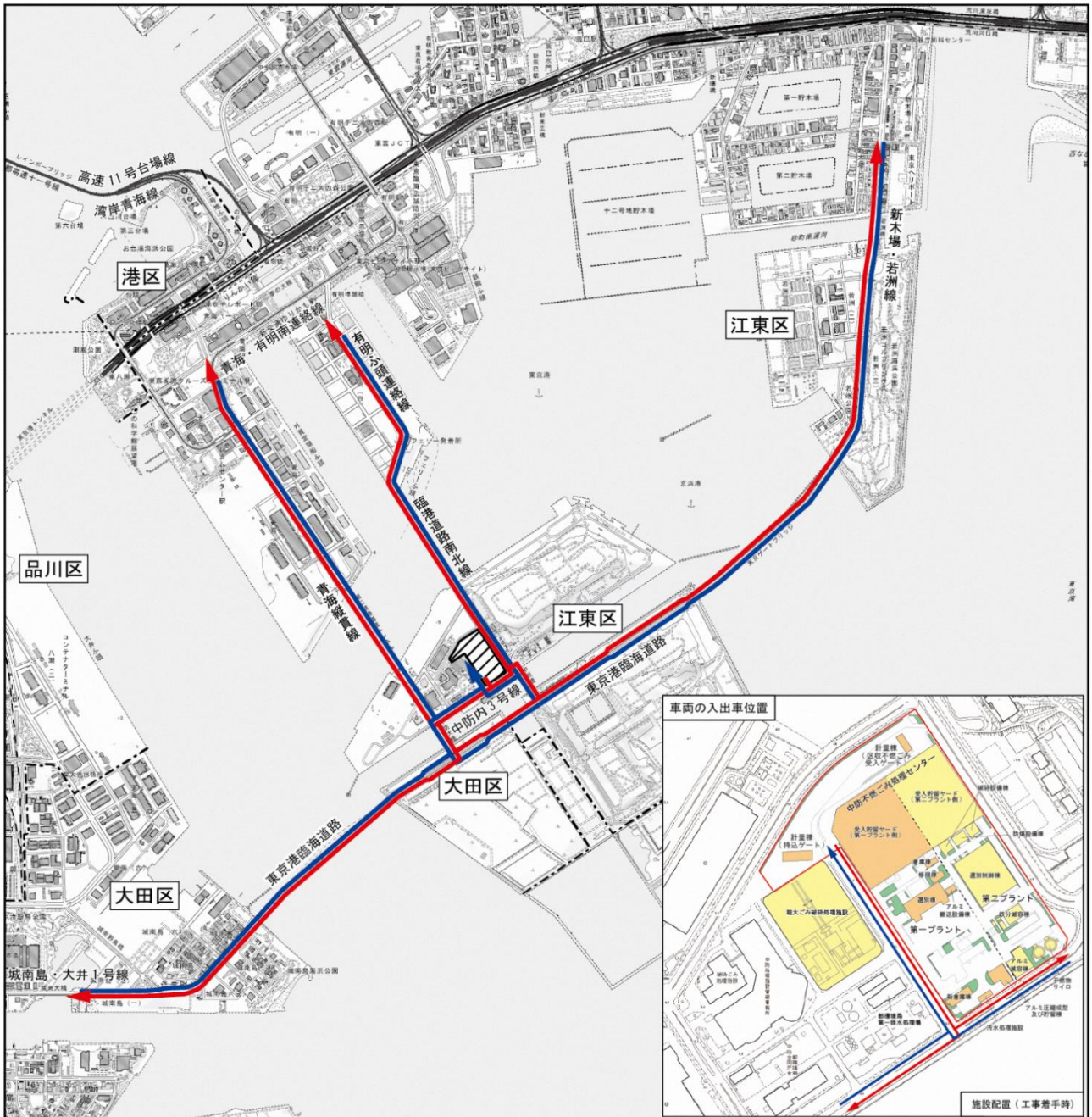
表 4.3-2 工種別建設機械（工事用車両を除く）

主要工程	主な作業	主な建設機械										
		ラフテレーンクレーン	クローラークレーン	ローラー	アスファルトフィニッシャー	バックホウ	油圧圧砕機	ジャイアントブレイカー	多軸掘削機	杭打機	コンクリートポンプ車	ブルドーザー
準備工事	仮囲い設置 仮設事務所設置	○	○			○						
解体工事・土工事	建屋解体工事 プラント解体工事 SMW山留壁工事 地下解体工事 地下掘削工事 根切り工事	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
く体工事・プラント工事	鉄筋、型枠工事 コンクリート打設 鉄骨建方 足場等仮設工事 設備配管、配線 組立、据付	○	○			○				○	○	
外構工事	駐車場 道路舗装 樹木植栽	○	○	○	○	○					○	○





(2) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.3-1に示すとおりである。

なお、工事用車両については、「東京都環境確保条例」他、各県条例によるディーゼル車規制に適合するものとし、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車を極力使用する。



凡 例

-  : 計画地
-  : 区 界
-  : 工事用車両 入車方向
-  : 工事用車両 出車方向



1:50,000



図 4.3-1 工事用車両の主な走行ルート

4.3.2 供用の計画

4.3.2.1 ごみ収集車両等計画

(1) 運搬計画

ア ごみ等の運搬

東京23区から発生する不燃ごみ、粗大ごみ及び東京都内で発生する中小企業者等の産業廃棄物（紙くず・木くず・繊維くず）を搬入する。

また、施設で選別された資源（鉄、アルミ等）は回収業者、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場、可燃物は清掃工場へ搬出される。

イ 搬出日時

ごみ等の搬出入は、原則として月曜日から土曜日までの8時から16時までとする。

ウ 走行ルート

不燃・粗大ごみ収集車両（以下「ごみ搬入車両」という。）及び選別後の資源・ごみ等搬出車両の主な走行ルートは、図 4.3-2(1)及び図 4.3-2(2)に示すとおりである。

ごみ搬入車両は、青海縦貫線、東京港臨海道路及び新木場・若洲線を経て中防内3号線から左折して計画地に入車するルート、資源・ごみ等搬出車両は計画地から中防内3号線を経て青海縦貫線、東京港臨海道路、新木場・若洲線を利用するルートを想定している。また、不燃物及び脱水汚泥は、中防外1号線を利用し、最終処分場へ搬出する。

エ ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数

新施設のごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数は、ごみ搬入車両で369台/日、資源・ごみ等搬出車両で142台/日を想定している。ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数は、計画年間ごみ処理量の420t/日から、ごみ搬入量及びごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数の実績を基に設定した。

また、年末などの短期間において、ごみの搬入量・ごみ搬入車両台数が多くなる。日最大ごみ搬入車両台数は、実績より461台/日と想定した。搬出については、貯留・搬出設備での貯留により搬出量の調整を行うために、搬入量の変動には影響しない。

オ 時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数

新施設における時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日平均台数及び日最大台数は表 4.3-3(1)及び表 4.3-3(2)に示すとおりである。

既存の中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設の時間帯別ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両台数の実績から設定した。

表 4.3-3(1) ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日平均台数の時間帯別台数

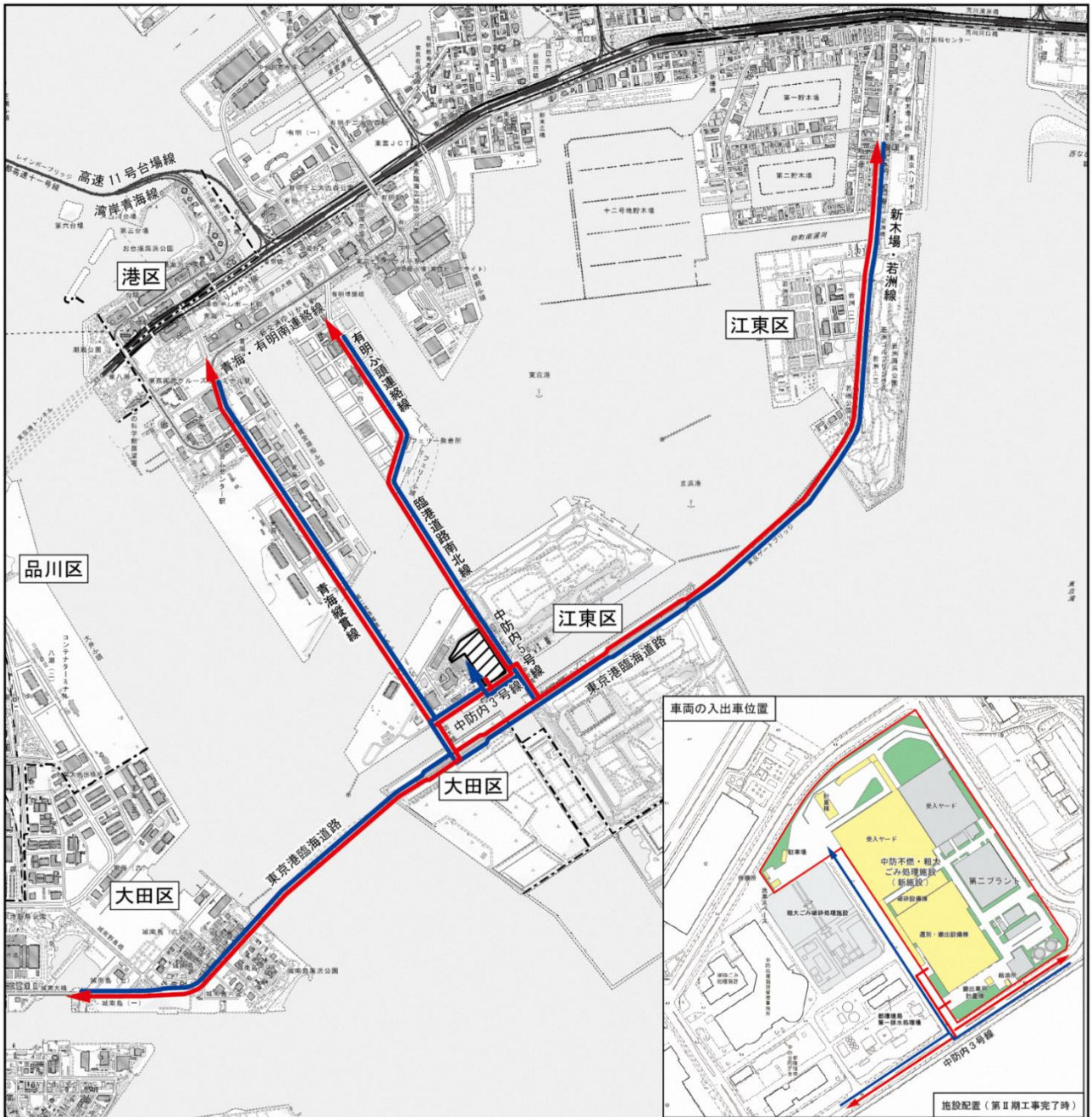
単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ搬入車両 台数	資源・ごみ等 搬出車両台数	合計
8:00～ 9:00	64	30	94
9:00～10:00	43	8	51
10:00～11:00	58	24	82
11:00～12:00	45	14	59
12:00～13:00	30	23	53
13:00～14:00	37	34	71
14:00～15:00	51	9	60
15:00～16:00	34	0	34
16:00～17:00	7	0	7
合計	369	142	511





表 4.3-3(2) ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の日最大台数の時間帯別台数

単位：台

時間帯 \ 車両	ごみ搬入車両 台数	資源・ごみ等 搬出車両台数	合計
8:00～ 9:00	80	30	110
9:00～10:00	54	8	62
10:00～11:00	72	24	96
11:00～12:00	56	14	70
12:00～13:00	37	23	60
13:00～14:00	46	34	80
14:00～15:00	64	9	73
15:00～16:00	42	0	42
16:00～17:00	10	0	10
合計	461	142	603



凡例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : ごみ搬入車両 入車方向
-  : ごみ搬入車両 出車方向



1:50,000

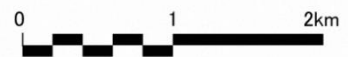
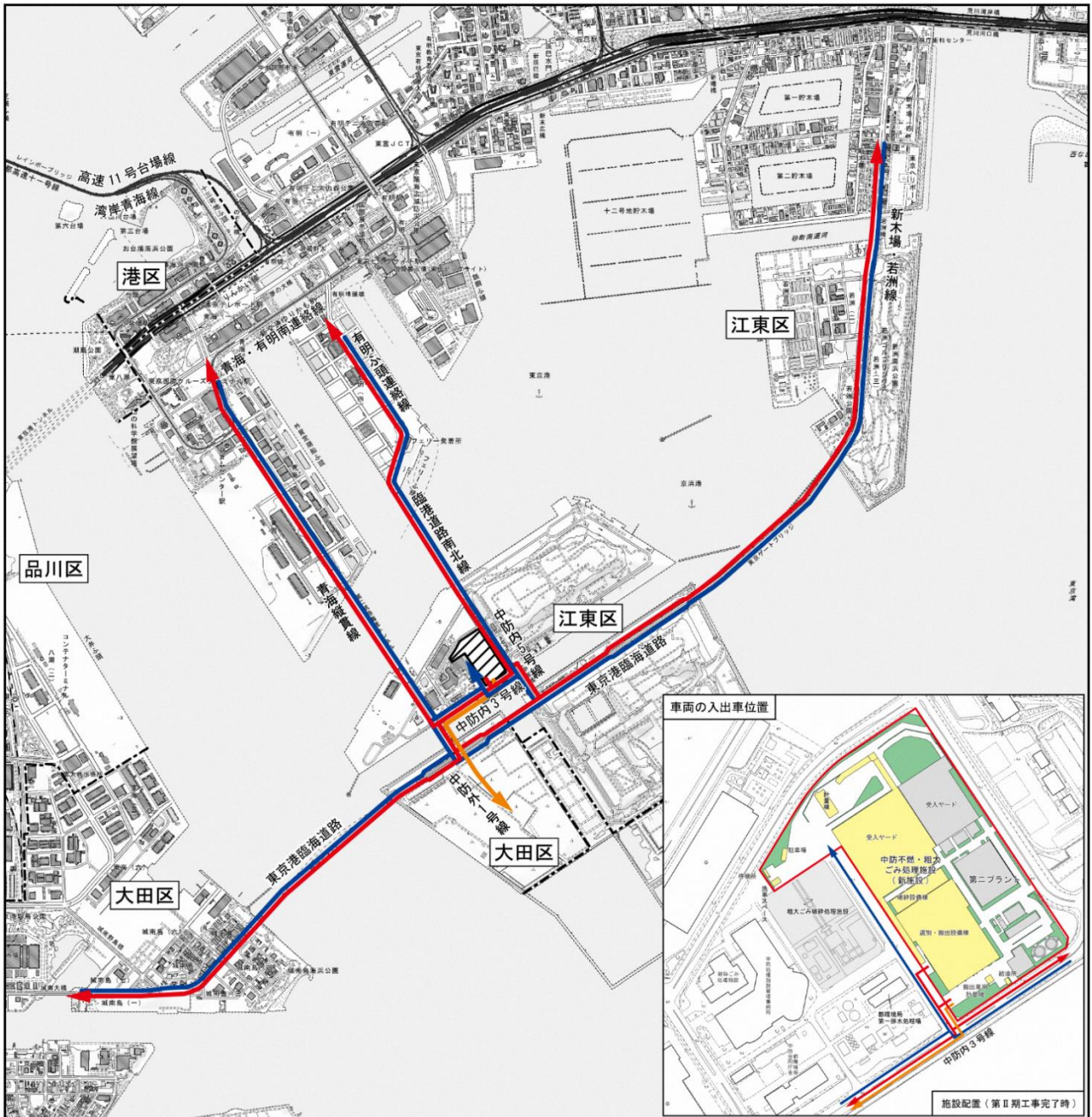

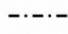





図 4.3-2(1) ごみ搬入車両の主な走行ルート



凡例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : 資源・ごみ等搬出車両 入車方向
-  : 資源・ごみ等搬出車両 出車方向
(鉄、アルミ、可燃物)
-  : 資源・ごみ等搬出車両 出車方向
(不燃物、脱水汚泥)



1:50,000



図 4.3-2(2) 資源・ごみ等搬出車両の主な走行ルート

(2) ごみ収集車両等の構造

ごみ搬入車両、資源・ごみ等搬出車両の外観は代表として、図 4.3-3及び図 4.3-4に示すとおりである。

車両は、積載したごみが飛散又は流出しない構造とする。



図 4.3-3 ごみ搬入車両の外観



図 4.3-4 資源・ごみ等搬出車両の外観

4.3.2.2 廃棄物の処分

施設の稼働に伴い排出される廃棄物には、可燃物、不燃物、脱水汚泥、鉄及びアルミがある。循環的な利用を行う事のできない、不燃物及び脱水汚泥は最終処分場で埋立処分する。鉄、アルミは資源として回収業者に搬出し再生利用を図り、可燃物は清掃工場に搬出し熱回収を行う。これらの取組により、循環的な利用を推進するとともに、最終処分場の延命化を図る。

4.4 事業計画の策定に至った経過

本事業は、清掃一組が実施する事業であり、事業計画の策定に至った経緯は以下のとおりである。

4.4.1 事業計画の策定

清掃一組は、平成12年4月の設立と同時に一般廃棄物処理基本計画（以下「一廃計画」という。）を策定した。その後、平成18年1月、平成22年2月及び平成27年2月に一廃計画を改定している。

中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はあるが壁で囲まれていないため、騒音等の環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適応することは困難な状況となっている。

次に、第二プラントは、廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設である。そのため、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在では状況が異なるため、選別精度をさらに向上させ、最終処分量を削減するには設備面で限界がある。粗大ごみ破碎処理施設は、23区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和54年にしゅん工した施設のために建屋等の老朽化がみられる。

これら課題に対応するため、平成27年2月の一廃計画において、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する新たな施設を中防不燃ごみ処理センターの第一プラント跡地に整備することとした。

本事業は、この一廃計画に基づき、中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備を実施するものである。

4.4.2 地域住民との取り組み

中防不燃・粗大ごみ処理施設の整備事業を開始するにあたり、整備事業計画の策定に係る調査を実施し、平成30年7月に「整備事業計画素案」をとりまとめて地域住民に対する住民説明会を行い、平成30年9月に「中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業計画」を策定した。

新施設は、基本コンセプトを「周辺環境に配慮し、循環型社会の形成に貢献する施設」とし、施設計画の方針として「効率的で安定したごみ処理」、「最終処分量の削減」、「環境保全への配慮」を掲げ、地域と共生する施設を目指していく。

5 環境影響評価の項目

5.1 選定した項目及びその理由

5.1.1 選定した項目

環境影響評価の項目の選定手順は、図 5-1に示すとおりである。

環境影響評価の項目は、対象事業の事業計画案の中から環境に影響を及ぼすおそれのある環境影響要因を抽出し、地域の概況から把握した環境の地域特性との関係も検討することにより、表 5-1に示すとおりとした。

選定した項目は、大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスの7項目である。

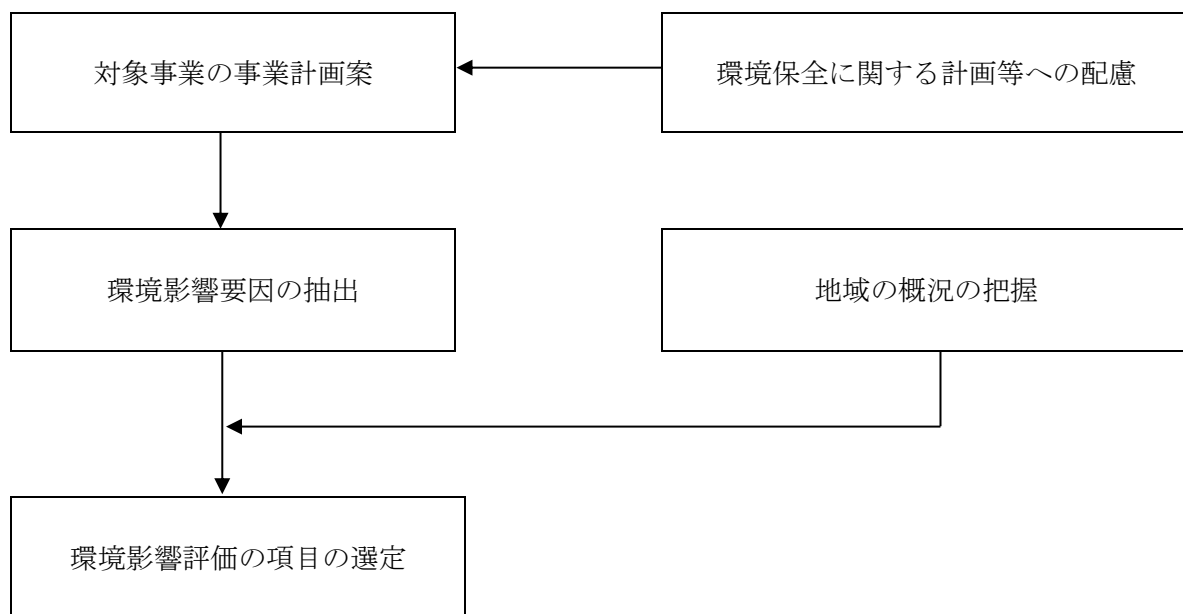


図 5-1 環境影響評価の項目の選定手順

表 5-1 環境影響要因と環境影響評価の項目との関連表

区分	環境影響評価の項目	大気汚染	悪臭	騒音・振動	水質汚濁	土壌汚染	地盤	地形・地質	水循環	生物・生態系	日影	電波障害	風環境	景観	史跡・文化財	自然との触れ合い活動の場	廃棄物	温室効果ガス
	環境影響要因																	
工事の施行中	施設の建設等					○											○	
	建設機械の稼働	○		○														
	工事用車両の走行	○		○														
工事の完了後	施設が存在													○				
	施設の稼働		○	注2) ○													○	○
	ごみ収集車両等の走行	○		○														

注1) ○は環境影響評価の対象項目として選定した項目

注2) 低周波音を含む。

6 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価

対象事業の実施に伴う環境に及ぼす影響については、事業の内容及び計画地とその周辺地域の概況を考慮の上、環境影響評価項目を選定し、現況調査を実施して予測・評価を行った。

予測した事項の評価にあたっては、地域特性及び環境保全のための措置などを勘案した。

6.1 大気汚染

6.1.1 環境保全のための措置

6.1.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）に基づき、排出ガス対策型建設機械を使用する。
- ・計画地の敷地境界等に高さ3m程度の仮囲いを設ける。

6.1.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・工事現場及び工事用道路には、必要に応じて散水及びシート等による養生を行い、粉じんの発生を防止する。
- ・工事用車両のタイヤに付着した泥・土の水洗いを行うための洗車設備等を出口付近に設置し、泥・土が周辺に出ないように配慮する。
- ・工事用車両の出入口付近には、適宜清掃員を配備し、清掃に努める。
- ・工事用車両については、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを指導する。
- ・解体工事におけるアスベスト及び粉じんについては、関係法令等に準拠した措置を講じ、飛散を防止する。
- ・仕上工事の内外装塗装に当たっては、低VOC塗料を使用する。

(2) 工事の完了後

- ・施設内を走行するゴミ収集車両等については、アイドリング・ストップを推奨し、また、ゴミ収集車両を適切に誘導し、施設内及び周辺道路で渋滞しないよう努める。

6.1.2 評価の結果

6.1.2.1 工事の施行中

(1) 建設機械の稼働に伴う排出ガスによる影響

建設機械の稼働に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表 6.1-1 に示すとおりである。

表 6.1-1 浮遊粒子状物質及び二酸化窒素の予測濃度の評価結果

項目	予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
	年平均値	日平均値の 年間2%除外値又は 年間98%値	
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.020 (寄与率 4.0%)	0.038	日平均値の2%除外値が 0.10以下
二酸化窒素 (ppm)	0.025 (寄与率 12.4%)	0.045	日平均値の年間98%値が 0.04から0.06までの ゾーン内又はそれ以下

注1) 予測濃度はバックグラウンド濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.019 (mg/m³)

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.022 (ppm)

注2) 予測濃度の日平均値は、浮遊粒子状物質については年間2%除外値、二酸化窒素については年間98%値を示す。

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、浮遊粒子状物質は「大気汚染に係る環境基準について」、二酸化窒素は「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の年間2%除外値は0.038mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は4.0%である。

なお、工事の実施に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は0.045ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度に占める建設機械の稼働に伴う影響濃度の寄与率は12.4%である。

なお、工事の実施に際しては、排出ガス対策型建設機械を使用する等の環境保全のための措置を徹底することにより、建設機械の稼働に伴う大気質への影響の低減に努める。

したがって、建設機械の稼働に伴う大気質への影響は最小限に抑えられると考える。

注) 2%除外値は、1年間に測定された欠測日を除く全ての日平均値を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%目までを除いた最大の日平均値である。2%除外値は、環境基準の長期的評価を行う二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)の3物質で用いられる。

年間98%値は、1年間に測定された欠測日を除く全ての日平均値を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値である。

年間98%値は、環境基準の98%値評価を行う二酸化窒素(NO₂)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})で用いられる。

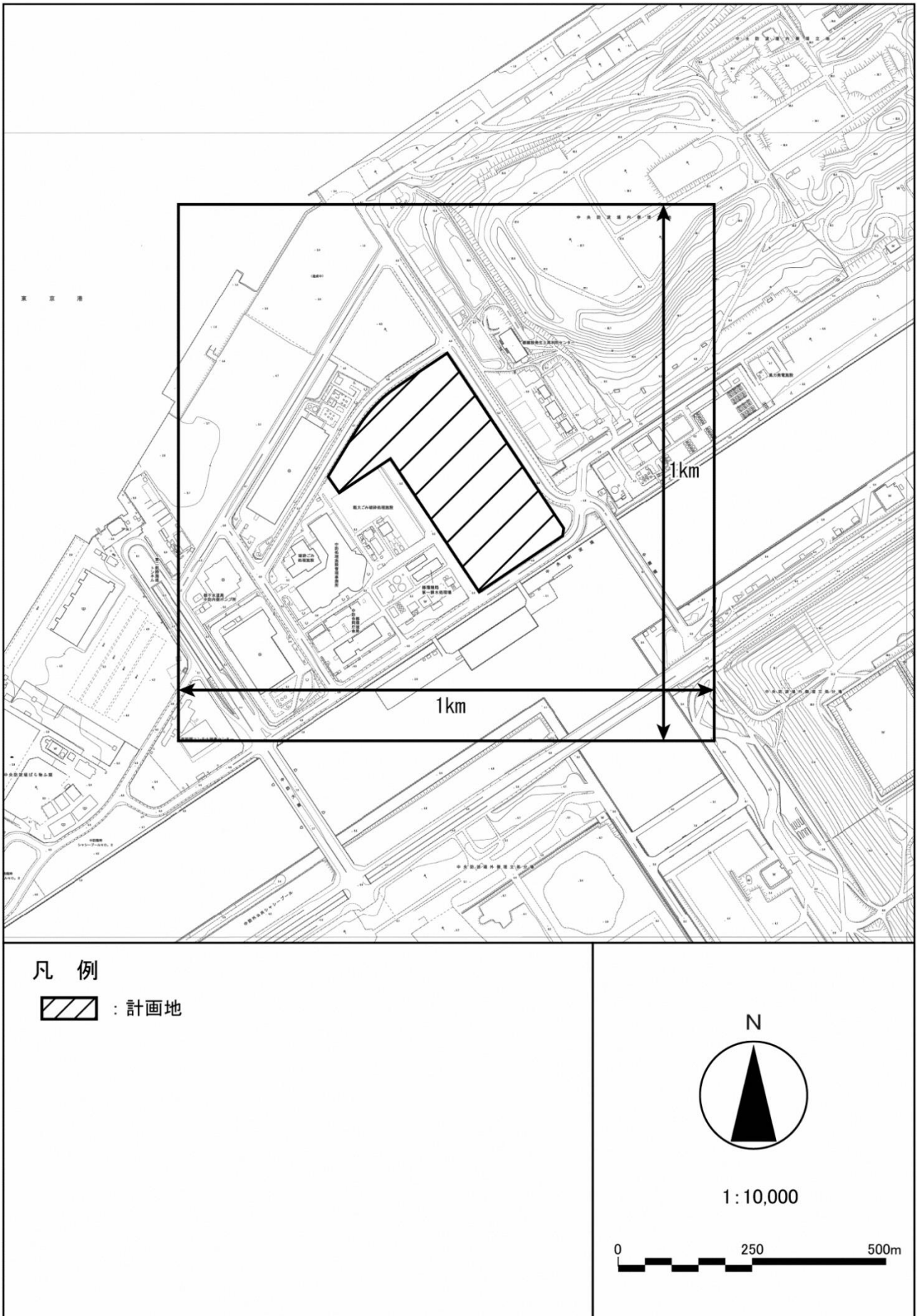


図 6.1-1 建設機械の稼働に伴う排出ガス予測地域

(2) 工事用車両の走行に伴う排出ガスによる影響

工事用車両の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表 6.1-2 及び表 6.1-3 に示すとおりである。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の2%除外値は道路端で0.047mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は道路端で0.01%未満である。

したがって、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-2 浮遊粒子状物質の予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の年間2%除外値	
①	青海三丁目交差点付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	日平均値の2%除外値が0.10以下
②	若洲公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
③	動物愛護相談センター城南島出張所付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
④	フェリーふ頭公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及び工事用車両影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.019 (mg/m³)

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「大気汚染に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.040ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占める工事用車両影響濃度の寄与率は道路端で0.02~0.04%である。

したがって、予測濃度に占める工事用車両影響濃度の寄与率は小さく、工事用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-3 二酸化窒素の予測濃度の評価結果

単位：ppm

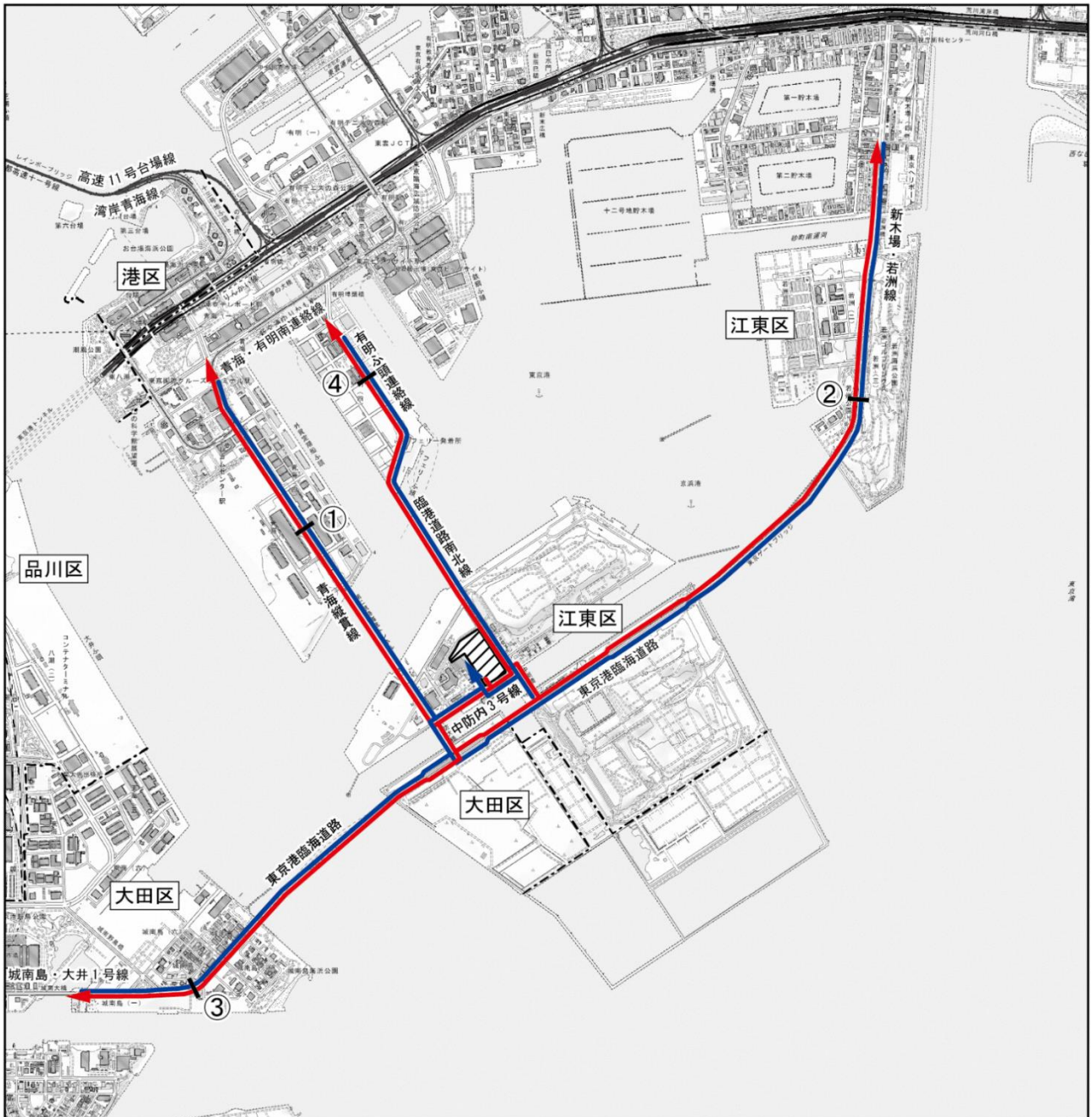
予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の 年間98%値	
①	青海三丁目交差点付近	0.023 (寄与率0.02%)	0.040	日平均値の 年間98%値が 0.04から0.06 までのゾーン内 又はそれ以下
②	若洲公園付近	0.024 (寄与率0.03%)	0.040	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	0.023 (寄与率0.03%)	0.040	
④	フェリーふ頭公園付近	0.024 (寄与率0.04%)	0.040	

注1)年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。


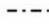



注2)予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及び工事用車両影響濃度を含む。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.022 (ppm)

注3)予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。



凡例

-  : 計画地
-  : 区界
-  : 工事用車両 入車方向
-  : 工事用車両 出車方向
-  : 予測地点
 - ① 青海三丁目交差点付近
 - ② 若洲公園付近
 - ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
 - ④ フェリーふ頭公園付近



1:50,000



図 6.1-2 工事用車両の走行に伴う排出ガス予測地域・予測地点

6.1.2.2 工事の完了後

(1) ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる影響

ごみ収集車両等の走行に伴う排出ガスによる予測濃度の評価の結果は、表 6.1-4 及び表 6.1-5 に示すとおりである。

ア 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測濃度の日平均値の2%除外値は道路端で0.047mg/m³であり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は道路端で0.01%未満である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-4 浮遊粒子状物質予測濃度の評価結果

単位：mg/m³

予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の 年間2%除外値	
①	青海三丁目交差点付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	日平均値の 2%除外値が 0.10以下
②	若洲公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	
④	フェリーふ頭公園付近	0.019 (寄与率0.01%未満)	0.047	

注1) 年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。

注2) 予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。

浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度：0.019 (mg/m³)

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「大気汚染に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。

イ 二酸化窒素 (NO₂)

予測濃度の日平均値の年間98%値は道路端で0.040ppmであり、評価の指標とした環境基準を下回る。

また、予測濃度の年平均値に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は道路端で0.04～0.12%である。

したがって、予測濃度に占めるごみ収集車両等影響濃度の寄与率は小さく、ごみ収集車両等の走行に伴う大気質への影響は小さいと考える。

表 6.1-5 二酸化窒素予測濃度の評価結果

単位：ppm

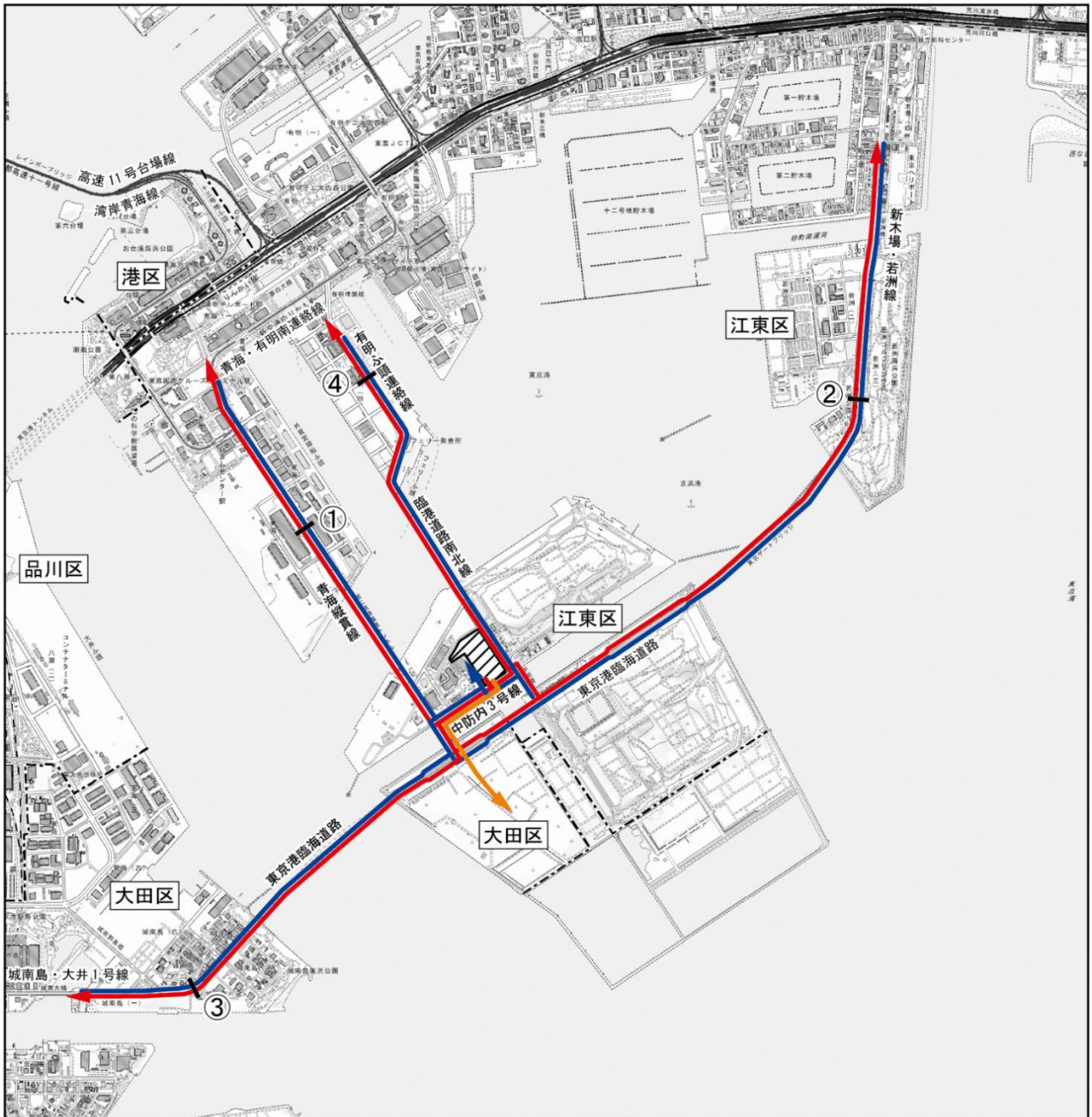
予測地点		予測濃度		評価の指標 ^{注3)}
		年平均値	日平均値の 年間98%値	
①	青海三丁目交差点付近	0.023 (寄与率0.04%)	0.040	日平均値の 年間98%値が 0.04から0.06 までのゾーン内 又はそれ以下
②	若洲公園付近	0.024 (寄与率0.12%)	0.040	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	0.023 (寄与率0.04%)	0.040	
④	フェリーふ頭公園付近	0.024 (寄与率0.09%)	0.040	

注1)年平均値は、予測結果において、道路端の高い方の濃度を小数第四位で四捨五入したものである。


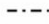



注2)予測濃度はバックグラウンド濃度、一般車両濃度及びごみ収集車両等影響濃度を含む。

二酸化窒素のバックグラウンド濃度：0.022 (ppm)

注3)予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく環境基準が適用されない地域に位置しているため、環境基準は適用されないが、評価の指標としては、「二酸化窒素に係る環境基準について」に基づく日平均値の環境基準を準用した。



凡例

-  : 計画地
 -  : 区界
 -  : ごみ収集車両等 入車方向
 -  : ごみ収集車両等 出車方向
 -  : 予測地点
- ① 青海三丁目交差点付近
 - ② 若洲公園付近
 - ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
 - ④ フェリーふ頭公園付近



1:50,000



図 6.1-3 ごみ収集車両の走行に伴う排出ガス予測地域・予測地点

6.2 悪臭

6.2.1 環境保全のための措置

6.2.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・新施設は新たに外壁を設け、外部との開口部分は必要最低限にとどめる。
- ・受入ヤード出入口には自動扉及びエアカーテンを設け、受入ヤードを外気と遮断し、施設への車両進入・退出時の臭気の漏出防止対策を図る。
- ・プラント各所の臭気成分を含む空気は、集じん設備にて捕集された粉じんとともに処理されたのち、脱臭装置により脱臭を行う。
- ・構内道路は適宜洗浄する。



6.2.2 評価の結果

新施設の稼働時における敷地境界等の評価結果は表 6.2-1に示すとおりである。

予測結果は、臭気指数10未満であり、評価の指標とした「悪臭防止法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準（臭気指数10）を下回っており、発生する臭気が日常に及ぼす影響は小さいと考える。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和2年6月25日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定されていた場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。

表 6.2-1 敷地境界等の評価結果

評価対象	臭気指数	
	予測結果	評価の指標 ^{注)}
敷地境界等	<10	10

注) 評価の指標は、悪臭防止法における臭気指数第1号規制基準を示し、第一種区域における敷地境界線での値である。

6.3 騒音・振動

6.3.1 環境保全のための措置

6.3.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

- ・ 工事用車両の走行に当たっては、規制速度を厳守する。
- ・ 計画地の敷地境界等に高さ3m程度の仮囲いを設ける。

(2) 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の走行に当たっては、規制速度を厳守する。
- ・ 設備機器は原則として、屋内に設置する。また、必要な壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。

6.3.1.2 予測に反映しなかった措置

(1) 工事の施行中

- ・ 解体には、事前に騒音・振動対策を計画し、発生を極力少なくするよう務める。
- ・ 工事には、可能な限り低騒音型・低振動型の建設機械や工法を採用する。
- ・ 工事は、周辺に著しい影響を及ぼさないように、事前に工事工程を十分に計画する。また、早朝、夜間及び日曜、祝日の作業は原則として行わない。
- ・ 建設機械類の配置については、1か所で集中稼働することのないように、事前に作業計画を十分に検討する。
- ・ 工事用車両の搬出入については、車両の走行ルートの特約、安全走行等により、騒音・振動の低減に努める。また、特殊な車両となる場合以外、早朝、夜間及び日曜、祝日の搬出入は原則として行わない。

(2) 工事の完了後

- ・ ごみ収集車両等の運行については、周辺環境に配慮するよう速度厳守などの注意喚起に努める。
- ・ 給排気設備にはガラリやチャンバー室を設ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。
- ・ 振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。
- ・ 必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付ける等、騒音を減少させる対策を行う。

6.3.2 評価の結果

6.3.2.1 工事の施行中

(1) 建設機械の稼働に伴う騒音・振動

ア 建設機械の稼働に伴う騒音

建設機械の稼働に伴う騒音の評価の結果は、表 6.3-1 に示すとおりである。

予測結果は、72dB であり、全ての地点において評価の指標とした「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準（85dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準（80dB）を下回る。

さらに、低騒音型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-1 建設機械の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界等）

主な工種		経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		騒音レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	評価の指標 ^{注2)}
解体・土工・く体・プラ ント	解体、掘削、揚重運搬、 建方・打設、整地	15 か月目	④	計画地境界西側	72	(85 ^{注3)} (80 ^{注4)})

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測地点及びその周辺地域は、「騒音規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準の適用除外区域に位置しているため、それらの規制基準が適用されないが、評価の指標としては、それらの規制基準を準用しており、() 内に準用した規制基準を示している。

注3) 「騒音規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準を示す。

注4) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る騒音の勧告基準を示す。

イ 建設機械の稼働に伴う振動

建設機械の稼働に伴う振動の評価の結果は、表 6.3-2 に示すとおりである。

予測結果は、70dB であり、全ての地点において評価の指標とした「振動規制法」に定める特定建設作業に係る規制基準（75dB）及び「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準（70dB）を超過しない。

さらに、低振動型の建設機械や工法を採用し、点検及び整備を行って良好な状態で使用するよう努め、周辺に著しい影響を及ぼさないように工事工程を十分に計画する等の対策を講じることから、建設機械の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-2 建設機械の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界等）

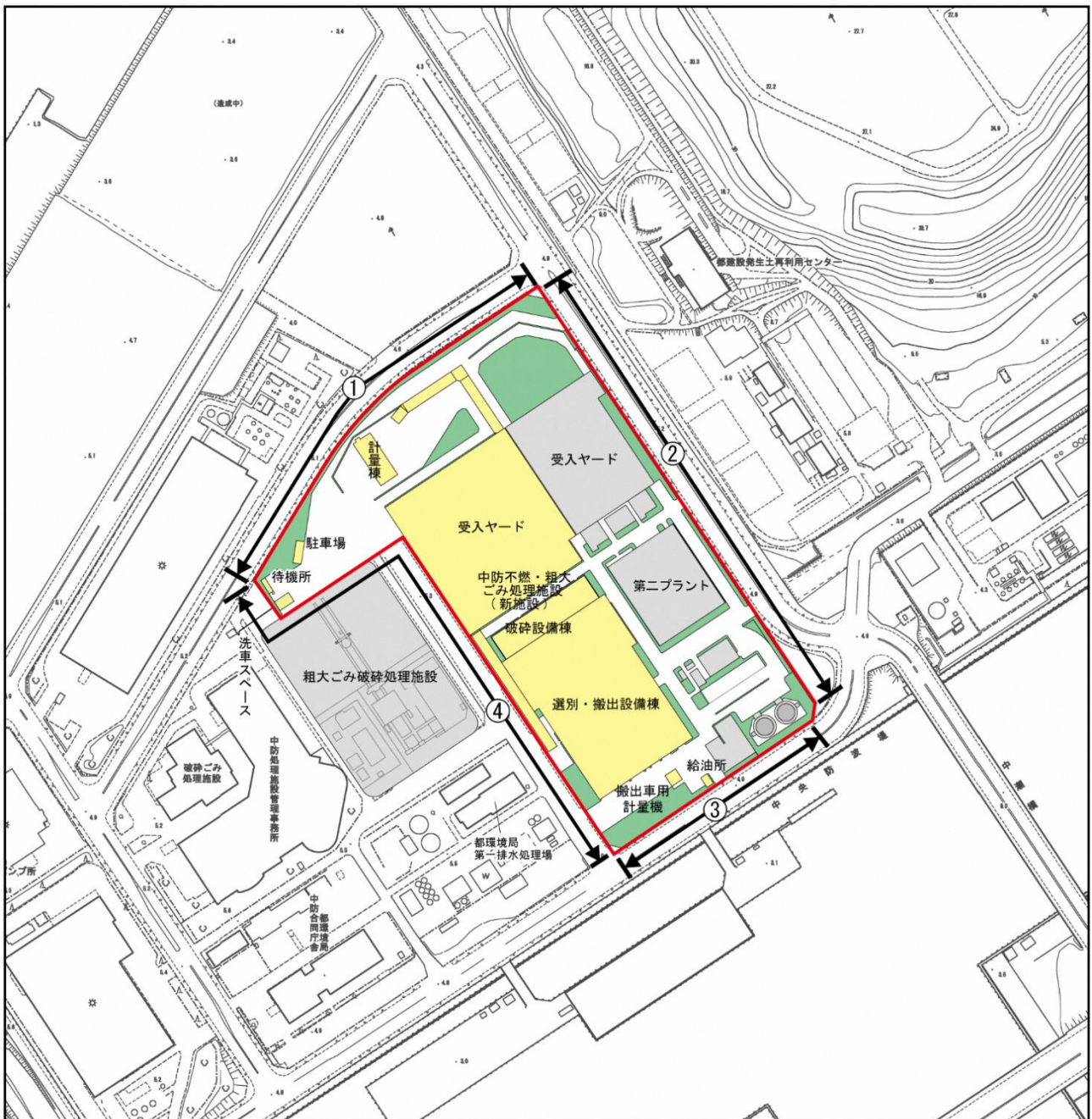
主な工種		経過月数	予測地点 (最大値出現地点)		振動レベル(dB)	
					予測結果 (最大値)	評価の指標 ^{注2)}
解体・土工・く体・プラ ント	解体、掘削、揚重運搬、 建方・打設、整地	15 か月	④	計画地境界西側	70	(75 ^{注3)} (70 ^{注4)})

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測地点及びその周辺地域は、「振動規制法」に定める規制基準及び「東京都環境確保条例」に定める勧告基準の適用除外区域に位置しているため、それらの規制基準が適用されないが、評価の指標としてはそれらの規制基準を準用しており、() 内に準用した規制基準を示している。

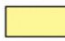
注3) 「振動規制法」に定める特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準を示す。


注4) 「東京都環境確保条例」に定める指定建設作業に係る振動の勧告基準を示す。なお、予測対象となる工種は打設、整地等に係る勧告基準（70dB）及び解体に係る勧告基準が適用されるが、打設、整理等に係る勧告基準を評価指標とした。



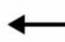
凡 例

 : 計画地

 : 稼働施設

 : 休止施設

 : 緑地

 : 予測地点
敷地境界等の各辺(①~④)における最大値出現地点



1:5,000



図 6.3-1 建設機械の稼働及び施設の稼働に伴う騒音・振動予測地点

(2) 工事用車両の走行に伴う騒音・振動

ア 工事用車両の走行に伴う騒音

工事用車両の走行に伴う騒音の評価の結果は、表 6.3-3 に示すとおりである。

予測結果は、68～74dB であり、地点①において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準（65～70dB）を下回るが、地点②、地点③及び地点④において環境基準を上回る。

地点②及び地点③は現況調査結果が既に環境基準を上回っており、工事用車両による騒音レベルの増加分も 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。また、地点④は臨港道路南北線の供用により一般交通量が増加するため、予測結果が環境基準を上回るが、工事用車両による騒音レベルの増加分は 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。

工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートの特設、安全走行等により騒音の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-3 工事用車両の走行に伴う騒音の評価結果（道路端）

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				評価の指標 ^{注3)}
		現況調査結果 (a)	工事中の一般交通量 による騒音レベルの 増減分 (b)	工事用車両による 騒音レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) =(a)+(b)+(c)	
①	青海三丁目交差点付近	68.7	-0.4	0.1 未満	68	(70)
②	若洲公園付近	<u>70.6</u>	2.8	0.1 未満	<u>73</u>	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	<u>74.7</u>	-0.4	0.1 未満	<u>74</u>	
④	フェリーふ頭公園付近	64.5	7.8	0.1 未満	<u>72</u>	(65)

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分（6時～22時）である。

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため環境基準が適用されないが、評価の指標としては環境基準を準用しており、（ ）内に準用した環境基準を示している。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

イ 工事用車両の走行に伴う振動

工事用車両の走行に伴う振動の評価の結果は、表 6.3-4 に示すとおりである。

予測結果は、昼間 47～57dB、夜間 44～53dB であり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（昼間 65dB、夜間 60dB）を下回る。また、現況調査結果に対する工事用車両による振動レベルの増加分は昼間及び夜間ともに 0.1dB 未満である。

工事の実施に当たっては、工事用車両の走行ルートへの限定、安全走行等により振動の低減に努めることから、工事用車両の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-4 工事用車両の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L_{10} (dB)									
		現況調査結果 (a)		工事中の一般交通量 による振動レベルの 増減分 (b)		工事用車両による 振動レベルの 増加分 (c)		予測結果 (d) = (a)+(b)+(c)		評価の指標 ^{注5)}	
		時間区分	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間
①	青海三丁目交差点付近	57.8	53.1	-0.5	-0.5	0.1 未満	0.1 未満	57	53	65	60
②	若洲公園付近	45.4	42.1	1.8	1.9	0.1 未満	0.1 未満	47	44	(65)	(60)
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	50.1	46.4	-0.5	-0.6	0.1 未満	0.1 未満	50	46	(65)	(60)
④	フェリーふ頭公園付近	48.9	46.0	5.9	6.3	0.1 未満	0.1 未満	55	52	65	60

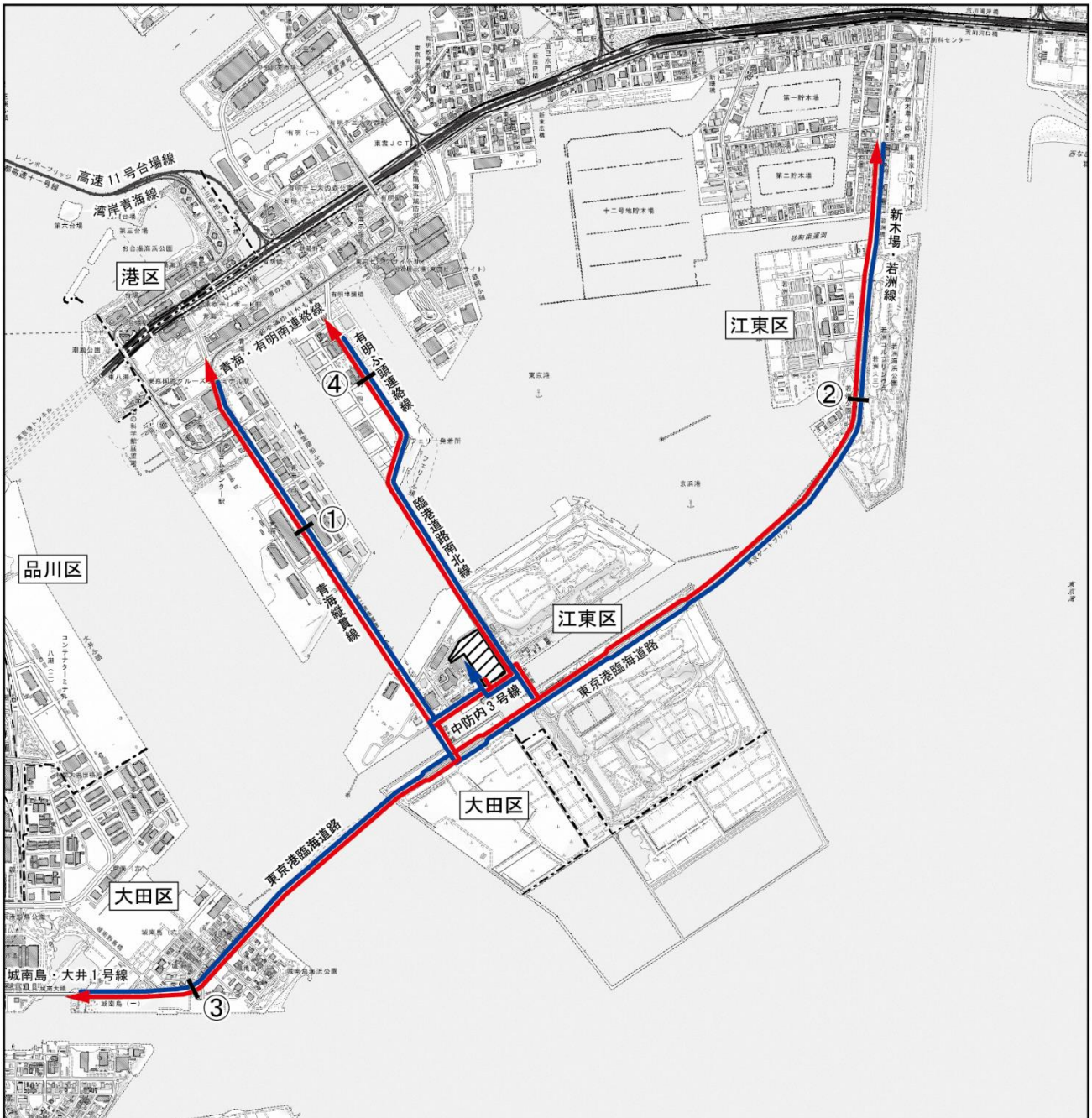
注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間帯（8時～20時）、夜間の時間帯（20時～8時）である。

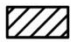
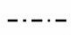



注3) 昼間の予測結果は、8時～20時の振動レベルの最大値を示す。

注4) 夜間の予測結果は、20時～8時の振動レベルの最大値を示す。

注5) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準とした。なお、調査地点②及び調査地点③は工業専用地域のため区域区分の指定はないが、評価の指標としては「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（第二種区域）を準用しており、（ ）内に準用した規制基準を示している。



凡例

-  : 計画地
 -  : 区界
 -  : 工事用車両 入車方向
 -  : 工事用車両 出車方向
 -  : 予測地点
- ① 青海三丁目交差点付近
 ② 若洲公園付近
 ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
 ④ フェリーふ頭公園付近



1 : 50,000



図 6.3-2 工事用車両の走行に伴う騒音・振動予測地点

6.3.2.2 工事の完了後

(1) 施設の稼働に伴う騒音・振動

ア 施設の稼働に伴う騒音

施設の稼働に伴う騒音の評価結果は、表 6.3-5 に示すとおりである。

予測結果は、昼間、夕ともに 41～50dB であり、計画地境界西側（予測地点④）を除く全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準（昼間 50dB、夕 45dB）を超過しない。計画地境界西側（予測地点④）の予測結果は 50dB であり、評価の指標とした夕の時間区分における規制基準（夕 45dB）を超過する。

ただし、図 6.3-3 に示すとおり、計画地境界西側（予測地点④）は中防灰溶融施設や粗大ごみ破碎処理施設等を含む中防処理施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準である 45dB を下回る。

計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、設備機器は原則屋内に設置し、周囲の壁に吸音材を取り付ける等、必要に応じて騒音対策を講じる。

以上のことから、施設の稼働に伴う騒音の影響は最小限に抑えられると考える。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和 2 年 6 月 25 日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定されていた場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。

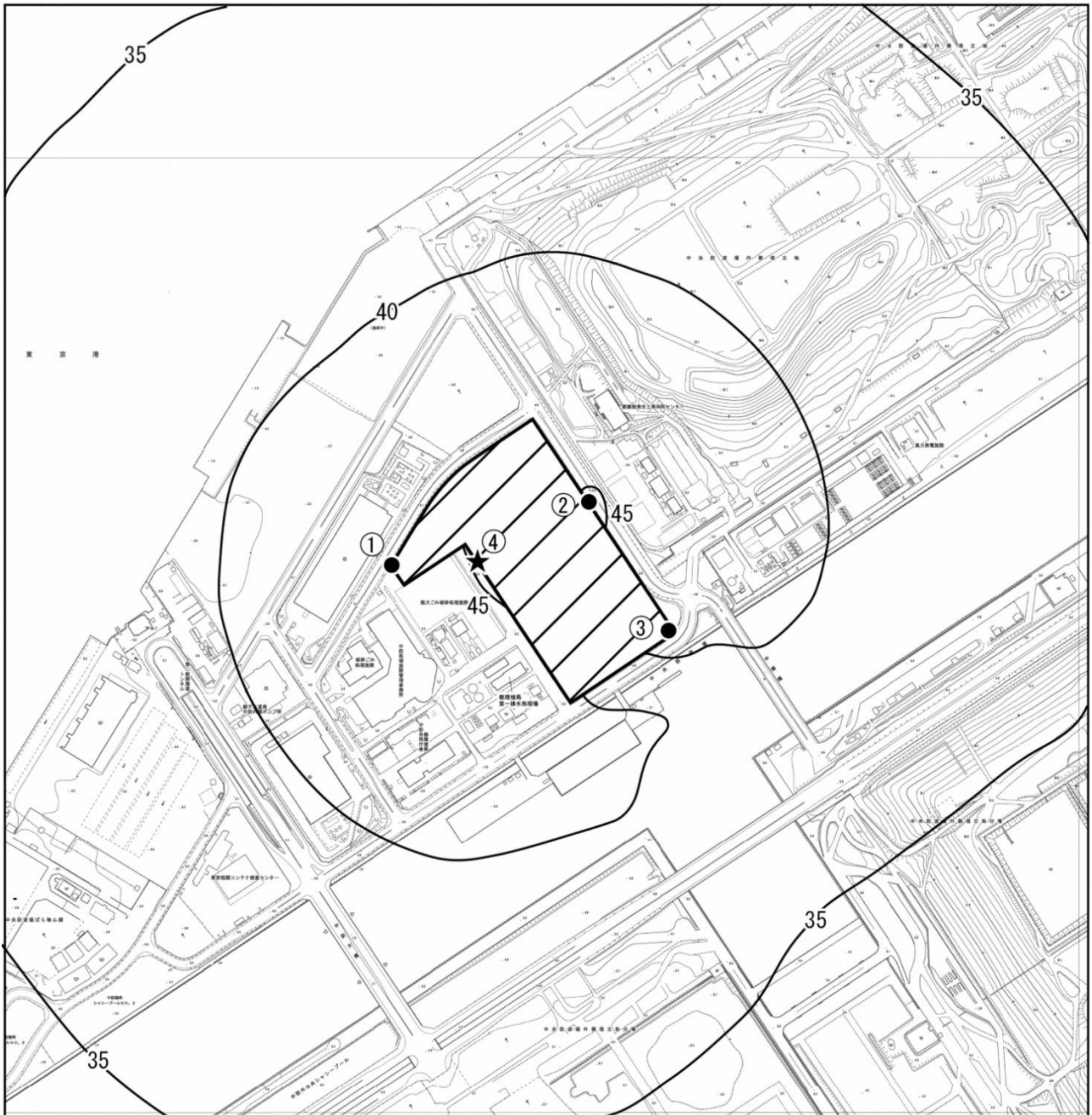
表 6.3-5 施設の稼働に伴う騒音の評価結果（敷地境界等）

予測地点		騒音レベル (dB)			
		時間区分	予測結果	評価の指標 ^{注3)}	
				昼間、夕	昼間
①	敷地境界北側	44	50	45	
②	敷地境界東側	45			
③	敷地境界南側	41			
④	計画地境界西側	50			

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「騒音規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～19時）、夕の時間区分（19時～23時）である。

注3) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る規制基準とした。



凡 例



: 計画地



: 最大値出現地点 (④ : 49.8dB)



: 各敷地境界等における最大値出現地点
(① : 43.8dB、② : 45.2dB、③ : 41.1dB)



1 : 10,000



図 6.3-3 施設の稼働に伴う騒音の予測結果及び中防処理施設敷地境界

イ 施設の稼働に伴う振動

施設の稼働に伴う振動の評価の結果は、表 6.3-6 に示すとおりである。

予測結果は、昼間、夜間ともに 47～65dB であり、計画地境界西側（予測地点④）を除く全ての地点において評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る振動の規制基準（昼間 60、夜間 55dB）を下回る。計画地境界西側（予測地点④）の予測結果は 65dB であり、評価の指標とした規制基準（昼間 60dB、夜間 55dB）を超過する。

ただし、図 6.3-4 に示すとおり、計画地境界西側（予測地点④）は中防灰溶融施設や粗大ごみ破碎処理施設等を含む中防施設の敷地内に位置していることから、「東京都環境確保条例」に規定される敷地境界に該当しないため、規制基準は適用されない。また、中防処理施設の敷地境界上では、規制基準（昼間 60dB、夜間 55dB）を下回る。

計画地周辺は、おもに倉庫・運輸関係施設及び専用工場等がみられる地域であり、住居等がないが、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを取り付ける等の振動対策を行う。

以上のことから、施設の稼働に伴う振動の影響は最小限に抑えられると考える。

なお、計画地を含む中央防波堤内側埋立地は令和元年に江東区の帰属となり、令和 2 年 6 月 25 日からは「江東区海の森」として住居表示されたことから、今後、用途地域の指定がされる。現在、用途地域の指定がなく、住居系地域が該当する規制基準であるが、事後調査において、新たに指定されていた場合は、それらの用途地域及び規制基準に基づき、状況確認を実施する。

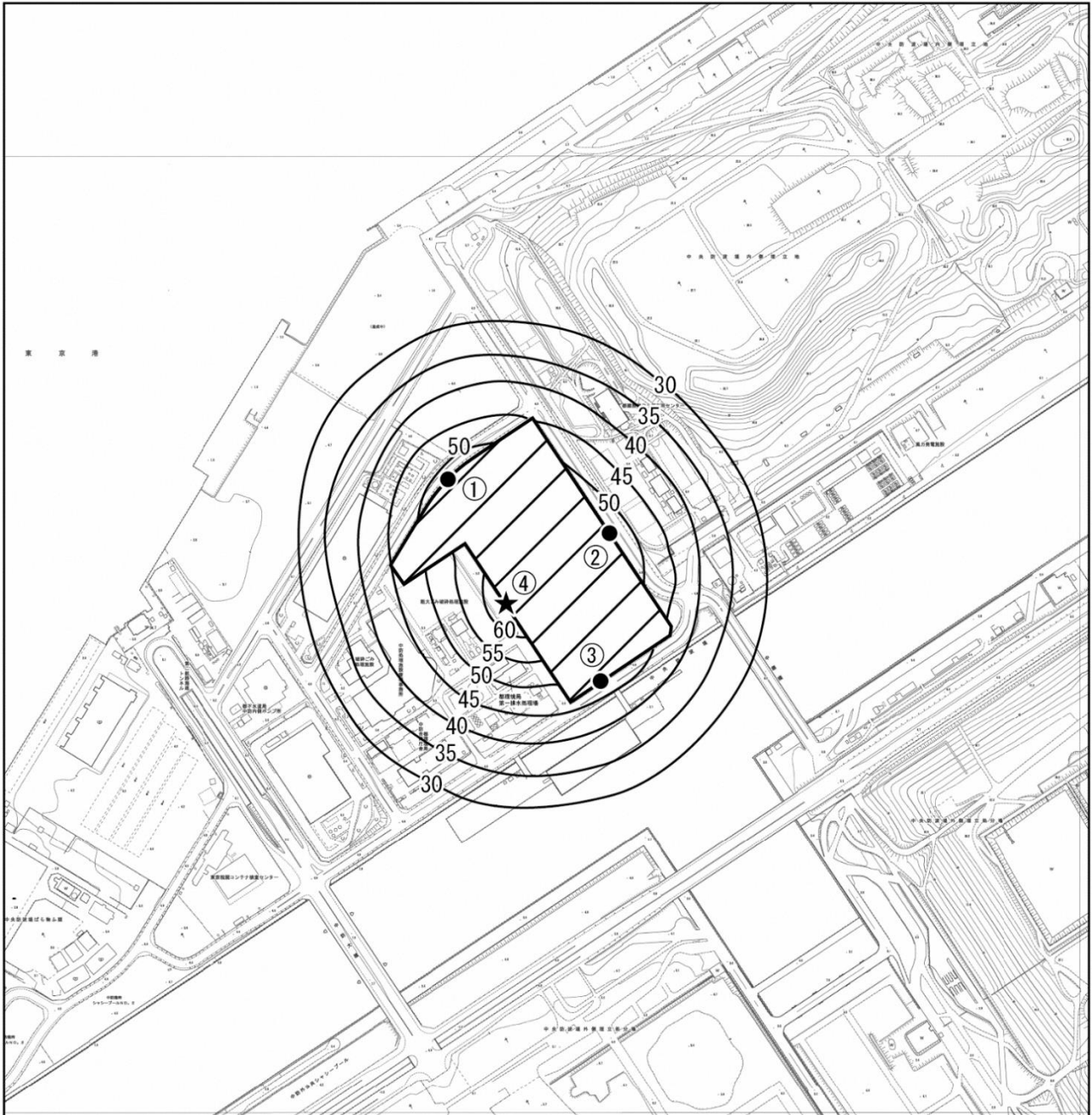
表 6.3-6 施設の稼働に伴う振動の評価結果（敷地境界等）

予測地点		振動レベル (dB)			
		時間区分	予測結果	評価の指標 ^{注3)}	
				昼間、夜間	昼間
①	敷地境界北側	54	60	55	
②	敷地境界東側	54			
③	敷地境界南側	47			
④	計画地境界西側	65			

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「振動規制法」及び「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～19時）、夜間の時間区分（19時～8時）である。

注3) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める工場及び指定作業場に係る規制基準とした。



凡 例

 : 計画地

★ : 最大値出現地点 (④ : 64. 7dB)

● : 各敷地境界等における最大値出現地点
 (① : 53. 7dB、② : 53. 6dB、③ : 47. 1dB)



1 : 10,000

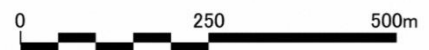


図 6. 3-4 施設の稼働に伴う振動の予測結果及び中防処理施設敷地境界

ウ 施設の稼働に伴う低周波音

施設の稼働に伴う低周波音の評価の結果は、表 6.3-7(1)及び表 6.3-7(2)に示すとおりである。

施設の稼働時のG特性音圧レベルの予測結果は、78～89dB であり、評価の指標とした「心身に係る苦情に関する参照値」を下回る。また、施設稼働時のF特性音圧レベルの予測結果は、敷地境界東側（地点2）の8Hzを除き、評価の指標とした「物的苦情に関する参照値」を下回る。

敷地境界東側（地点2）ではF特性音圧レベルが評価の指標を上回るが、計画地周辺は工場等が立地する地域であり、住居等がない。加えて、設備機器の適正な運転管理や最新の設備の導入を図ることで低周波音の発生を防ぐため、施設の稼働に伴う低周波音の影響は最小限に抑えられると考える。

表 6.3-7(1) 施設の稼働に伴う低周波音の評価結果（G特性）

調査地点	区分	G特性等価音圧レベル ^{注1)} (L _{Geq}) (dB)		評価の指標 ^{注2)}
		稼働時		
1	敷地境界北側	24時間	78	92 (G特性)
2	敷地境界東側	24時間	89	
3	敷地境界南側	24時間	80	
4	計画地境界西側	24時間	78	

注1) G特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注2) 評価の指標は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「心身に係る苦情に関する参照値（G特性音圧レベル92dB）」とした。

表 6.3-7(2) 低周波音調査結果（F特性）

調査地点	稼働状況	平坦特性等価音圧レベル ^{注2)}																					
		AP ^{注1)}	中心周波数(Hz)																				
			1	1.25	1.6	2	2.5	3.15	4	5	6.3	8	10	12.5	16	20	25	31.5	40	50	63	80	
1	敷地北	停止時	75	67	66	64	62	61	60	59	58	57	57	58	59	59	60	61	61	62	61	61	59
		稼働時	80	72	70	69	67	66	64	63	62	62	72	64	64	64	63	64	73	67	65	65	63
2	地境界東	停止時	80	65	64	63	61	60	59	58	56	56	57	61	60	60	73	76	65	65	66	62	59
		稼働時	85	74	73	71	70	69	67	66	65	64	<u>74</u>	69	73	68	76	79	76	70	70	68	64
3	界南	停止時	74	64	62	61	59	57	57	56	56	56	58	59	60	60	62	63	64	64	62	61	59
		稼働時	79	67	65	63	62	61	60	60	60	59	62	64	66	66	67	69	70	68	70	68	63
4	等西	停止時	74	65	64	62	61	60	59	57	57	57	58	59	61	60	60	61	62	62	61	60	58
		稼働時	78	68	66	65	64	63	62	61	60	61	68	65	65	65	64	65	66	67	65	64	62
評価の指標 ^{注3)}											70	71	72	73	75	77	80	83	87	93	99		

注1) APは、1～80Hzの周波数ごとの音圧レベルの合成値である。

注2) 平坦特性等価音圧レベルは24時間の毎回の測定の等価音圧レベルのパワー平均値である。

注3) 評価の指標は、「低周波音問題対応の手引書」に示された「物的苦情に関する参照値」とした。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

注) 「低周波音問題対応の手引書」における参照値は環境保全目標値として策定されたものではないとされているが、既存の科学的知見に基づいた値である。「東京都環境影響評価技術指針」では、「既存の科学的知見に基づいた評価を行い、影響の程度を明らかにする。」としているため、評価の指標とした。

(2) ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動

ア ごみ収集車両等の走行に伴う騒音

ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価の結果は、表 6.3-8 に示すとおりである。

予測結果は、68～74dB であり、地点 1 において評価の指標とした「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準 (65～70dB) を下回るが、地点②、地点③及び地点④において環境基準を上回る。

地点②及び地点③は現況調査結果が既に環境基準を上回っており、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分も 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。また、地点④は臨港道路南北線の供用により一般交通量が増加するため、予測結果が環境基準を上回るが、ごみ収集車両等による騒音レベルの増加分は 0.1dB 未満であることから、本事業による影響は小さいと考える。

ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど騒音の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の影響は小さいと考える。

表 6.3-8 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音の評価結果 (道路端)

予測地点		等価騒音レベル L_{Aeq} (dB)				評価の指標 ^{注3)}
		現況調査結果 (a)	施設の稼働時の 一般交通量による 騒音レベルの 増減分 (b)	ごみ収集車両等による 騒音レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) = (a) + (b) + (c)	
①	青海三丁目交差点付近	68.7	-0.9	0.1 未満	68	(70)
②	若洲公園付近	<u>70.6</u>	3.5	0.1 未満	<u>74</u>	
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	<u>74.7</u>	-0.8	0.1 未満	<u>74</u>	
④	フェリーふ頭公園付近	64.5	8.5	0.1 未満	<u>73</u>	(65)

注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「環境基本法」に基づく騒音の環境基準による昼間の時間区分 (6時～22時) である。

注3) 予測地点及びその周辺地域は、「環境基本法」に基づく騒音に係る環境基準の適用除外区域に位置しているため、環境基準が適用されないが、評価の指標としては、環境基準を準用しており、() 内に準用した環境基準を示している。

注4) 下線部は、評価の指標を超過していることを示す。

注5) 「ごみ収集車両等」は、新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。

イ ごみ収集車両等の走行に伴う振動

ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価の結果は、表 6.3-9 に示すとおりである。

予測結果は、48～57dB であり、全ての地点において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める、日常生活等に適用する規制基準（65dB）を下回る。また、現況調査結果に対するごみ収集車両等による振動レベルの増加分は 0.1dB 未満である。

ごみ収集車両等の走行に当たっては、周辺環境に配慮するよう速度厳守の注意喚起を行うなど振動の低減に努めることから、ごみ収集車両等の走行に伴う振動の影響は小さいと考える。

表 6.3-9 ごみ収集車両等の走行に伴う振動の評価結果（道路端）

予測地点		振動レベル L ₁₀				
		現況調査結果 (a)	施設の稼働時の 一般交通量による 振動レベルの増減分 (b)	ごみ収集車両等による 振動レベルの 増加分 (c)	予測結果 (d) =(a)+(b)+(c)	評価の指標 ^{注4)}
		時間区分	昼間	昼間	昼間	昼間
①	青海三丁目交差点付近	57.8	-0.8	0.1 未満	57	65
②	若洲公園付近	45.4	2.2	0.1 未満	48	(65)
③	動物愛護相談センター 城南島出張所付近	50.1	-0.8	0.1 未満	49	(65)
④	フェリーふ頭公園付近	48.9	6.4	0.1 未満	55	65

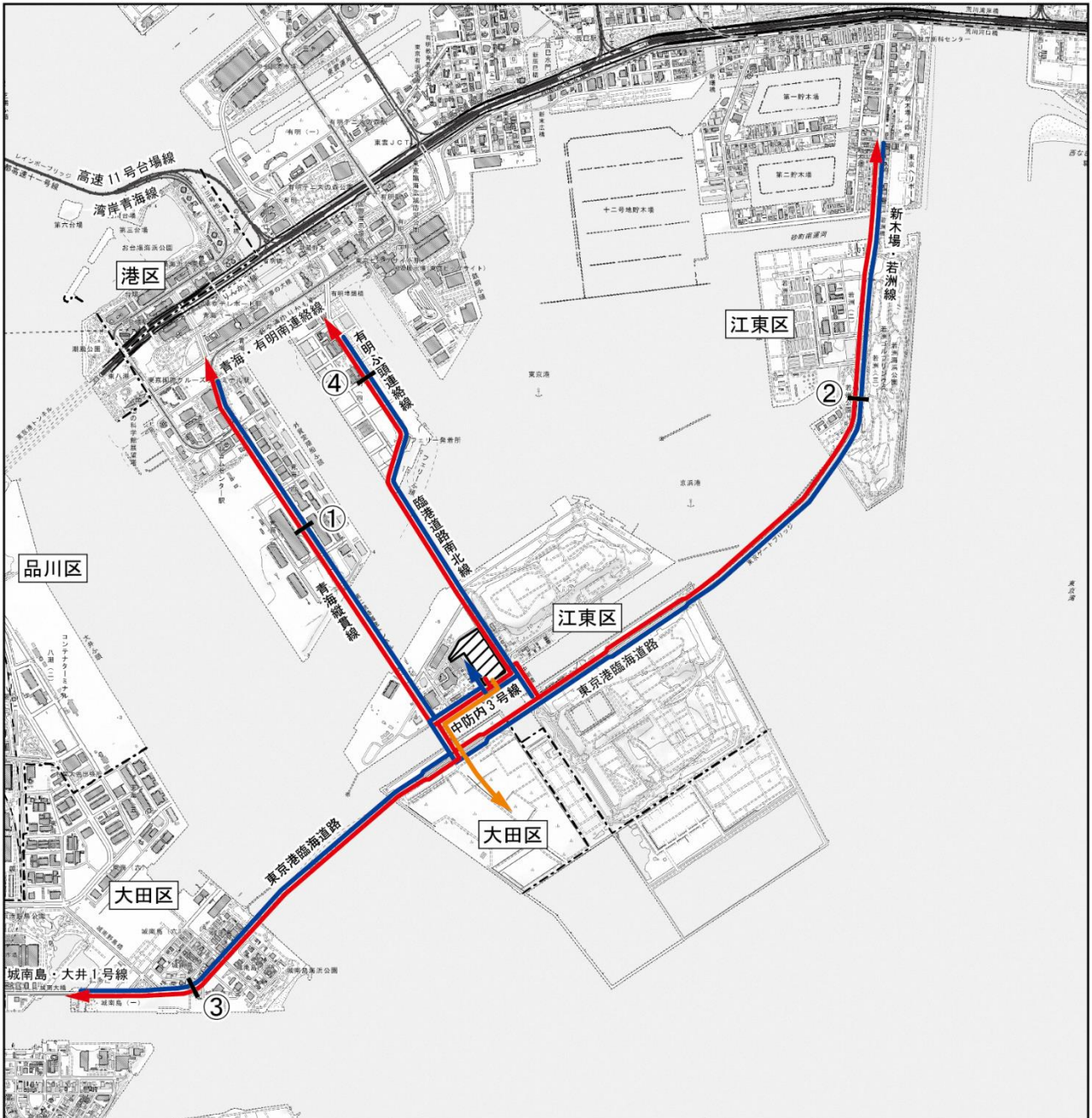
注1) 予測結果は、小数第一位を四捨五入し、整数表示とした。

注2) 予測の時間帯は、「東京都環境確保条例」に定める規制基準による昼間の時間区分（8時～20時）である。


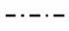



注3) 昼間の予測結果は、8時～17時の振動レベルの最大値を示す。

注4) 評価の指標は、「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準とした。なお、調査地点②及び調査地点③は工業専用地域のため区域区分の指定はないが、評価の指標としては「東京都環境確保条例」に定める日常生活等に適用する規制基準（第二種区域）を準用しており、（ ）内に準用した規制基準を示している。

注5) 「ごみ収集車両等」は、新施設に搬出入するごみ収集車両等とした。



凡例

-  : 計画地
 -  : 区界
 -  : ごみ収集車両等 入車方向
 -  : ごみ収集車両等 出車方向
 -  : 予測地点
- ① 青海三丁目交差点付近
 - ② 若洲公園付近
 - ③ 動物愛護相談センター 城南島出張所付近
 - ④ フェリーふ頭公園付近



1:50,000



図 6.3-5 ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動予測地点

6.4 土壌汚染

6.4.1 現況調査結果

6.4.1.1 土地利用の履歴等の状況

土地利用の履歴等の状況は、表 6.4-1に示すとおりである。

表 6.4-1 土地利用の履歴等の状況

年	施設の内容
昭和48(1973)年	中央防波堤内側埋立地の埋立開始
昭和61(1986)年	分別ごみ処理センターしゅん工
昭和62(1987)年	中央防波堤内側埋立地の埋立完了
平成8(1996)年	中防不燃ごみ処理センター第二プラントしゅん工
平成8(1996)年	中防不燃ごみ処理センター第二プラントがしゅん工することで、分別ごみ処理センターを中防不燃ごみ処理センター第一プラントに改称
平成12(2000)年	中防不燃ごみ処理センター、粗大ごみ破碎処理施設等の土地を東京都と貸付契約締結
平成24(2012)年	中防不燃ごみ処理センター第一プラントを廃止
令和2(2020)年	中防不燃ごみ処理センター第二プラント稼働中

6.4.1.2 計画地の土壤汚染の状況

土壤汚染の調査結果は表 6.4-2(1)～表 6.4-3(2)に、地下水質の調査結果は表 6.4-4に示すとおりである。

表 6.4-2(1) 土壤汚染調査結果(溶出量試験)

調査地点	カドミウム (mg/L)	六価クロム (mg/L)	全シアン (mg/L)	総水銀 (mg/L)	アルキル水銀 (mg/L)	セレン (mg/L)	鉛 (mg/L)	砒素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	ほう素 (mg/L)	PCB (mg/L)
1	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.13	<0.1	<0.0005
2	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
3	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
4	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
5	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.24	<0.1	<0.0005
6	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.09	<0.1	<0.0005
7	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
8	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.13	<0.1	<0.0005
9	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.34	<0.1	<0.0005
10	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.16	<0.1	<0.0005
11	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
12	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
13	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.10	<0.1	<0.0005
14	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.14	<0.1	<0.0005
15	<0.001	0.024	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.002	0.27	<0.1	<0.0005
16	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.37	<0.1	<0.0005
17	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
18	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
19	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
20	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.46	<0.1	<0.0005
21	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
22	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.10	<0.1	<0.0005
23	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
24	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
25	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
26	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
27	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.09	<0.1	<0.0005
28	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.24	<0.1	<0.0005
29	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.002	<0.08	<0.1	<0.0005
30	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.44	<0.1	<0.0005
31	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.30	<0.1	<0.0005
32	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.12	<0.1	<0.0005
33	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.14	<0.1	<0.0005
34	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.18	<0.1	<0.0005
35	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
36	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.21	<0.1	<0.0005
37	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.17	<0.1	<0.0005
38	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.40	<0.1	<0.0005
39	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
40	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
基準値	0.01 以下	0.05 以下	検出され ないこと	0.0005 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1以下	検出され ないこと

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準（溶出量基準）を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) カドミウムの基準値は、令和3年4月1日に0.003mg/Lに改正されているが、調査時点での基準値を記載している。

表 6.4-2(2) 土壌汚染調査結果(溶出量試験)

調査地点	カドミウム (mg/L)	六価クロム (mg/L)	全シアン (mg/L)	総水銀 (mg/L)	アルキル水銀 (mg/L)	セレン (mg/L)	鉛 (mg/L)	砒素 (mg/L)	ふっ素 (mg/L)	ほう素 (mg/L)	PCB (mg/L)
41	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.002	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
42	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.19	<0.1	<0.0005
43	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.18	<0.1	<0.0005
44	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.12	<0.1	<0.0005
45	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.24	<0.1	<0.0005
46	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.38	<0.1	<0.0005
47	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.37	<0.1	<0.0005
48	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.002	<0.001	0.80	<0.1	<0.0005
49	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.35	<0.1	<0.0005
50	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.16	<0.1	<0.0005
51	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.15	<0.1	<0.0005
52	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.43	<0.1	<0.0005
53	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
54	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.11	<0.1	<0.0005
55	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<0.08	<0.1	<0.0005
56	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.47	0.1	<0.0005
57	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	0.001	<0.001	0.38	0.1	<0.0005
58	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.22	0.1	<0.0005
59	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.48	<0.1	<0.0005
60	<0.001	0.024	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.47	<0.1	<0.0005
61	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.18	<0.1	<0.0005
62	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	0.10	<0.1	<0.0005
63	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.55	<0.1	<0.0005
64	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	<0.001	<u>1.0</u>	<0.1	<0.0005
65	<0.001	<0.02	<0.1	<0.0005	<0.0005	<0.001	<0.005	0.001	0.68	<0.1	<0.0005
基準値	0.01 以下	0.05 以下	検出され ないこと	0.0005 以下	検出され ないこと	0.01 以下	0.01 以下	0.01 以下	0.8 以下	1 以下	検出され ないこと

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準（溶出量基準）を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。

注4) カドミウムの基準値は、令和3年4月1日に0.003mg/Lに改正されているが、調査時点での基準値を記載している。

表 6.4-3(1) 土壤汚染調査結果(含有量試験)

調査地点	カドミウム (mg/kg)	六価クロム (mg/kg)	全シアン (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	セレン (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	ふっ素 (mg/kg)	ほう素 (mg/kg)
1	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
2	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
3	<5	<1	<5	<1	<15	28	<15	<400	<400
4	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
5	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
6	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
7	<5	<1	<5	<1	<15	16	<15	<400	<400
8	<5	<1	<5	<1	<15	17	<15	<400	<400
9	<5	<1	<5	<1	<15	18	<15	<400	<400
10	<5	<1	<5	<1	<15	20	<15	<400	<400
11	<5	<1	<5	<1	<15	50	<15	<400	<400
12	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
13	<5	<1	<5	<1	<15	34	<15	<400	<400
14	<5	<1	<5	<1	<15	19	<15	<400	<400
15	<5	<1	<5	<1	<15	40	<15	<400	<400
16	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
17	<5	<1	<5	<1	<15	85	<15	<400	<400
18	<5	<1	<5	<1	<15	27	<15	<400	<400
19	<5	<1	<5	<1	<15	18	<15	<400	<400
20	<5	<1	<5	<1	<15	22	<15	<400	<400
21	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
22	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
23	<5	<1	<5	<1	<15	35	<15	<400	<400
24	<5	<1	<5	<1	<15	22	<15	<400	<400
25	<5	<1	<5	<1	<15	55	<15	<400	<400
26	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
27	<5	<1	<5	<1	<15	20	<15	<400	<400
28	<5	<1	<5	<1	<15	41	<15	<400	<400
29	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
30	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
31	<5	<1	<5	<1	<15	56	<15	<400	<400
32	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
33	<5	<1	<5	<1	<15	<u>390</u>	<15	<400	<400
34	<5	<1	<5	<1	<15	28	<15	<400	<400
35	<5	<1	<5	<1	<15	19	<15	<400	<400
36	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
37	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
38	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
39	<5	<1	<5	<1	<15	41	<15	<400	<400
40	<5	<1	<5	<1	<15	100	<15	<400	<400
41	<5	<1	<5	<1	<15	26	<15	<400	<400
42	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
基準値	150 以下	250 以下	遊離シアン 50 以下	15 以下	150 以下	150 以下	150 以下	4,000 以下	4,000 以下

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準（含有量基準）を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。

注4) カドミウムの基準値は、令和3年4月1日に45mg/kgに改正されているが、調査時点での基準値を記載している。

表 6.4-3(2) 土壤汚染調査結果(含有量試験)

調査地点	カドミウム (mg/kg)	六価クロム (mg/kg)	全シアン (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	セレン (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	ふっ素 (mg/kg)	ほう素 (mg/kg)
43	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
44	<5	<1	<5	<1	<15	20	<15	<400	<400
45	<5	<1	<5	<1	<15	86	<15	<400	<400
46	<5	<1	<5	<1	<15	93	<15	<400	<400
47	<5	<1	<5	<1	<15	110	<15	<400	<400
48	<5	<1	<5	<1	<15	130	<15	<400	<400
49	<5	<1	<5	<1	<15	320	<15	<400	<400
50	<5	<1	<5	<1	<15	26	<15	<400	<400
51	<5	<1	<5	<1	<15	34	<15	<400	<400
52	<5	<1	<5	<1	<15	27	<15	<400	<400
53	<5	<1	<5	<1	<15	35	<15	<400	<400
54	<5	<1	<5	<1	<15	33	<15	<400	<400
55	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
56	<5	<1	<5	<1	<15	56	<15	<400	<400
57	<5	<1	<5	<1	<15	65	<15	<400	<400
58	<5	<1	<5	<1	<15	69	<15	<400	<400
59	<5	<1	<5	<1	<15	85	<15	<400	<400
60	<5	<1	<5	<1	<15	65	<15	<400	<400
61	<5	<1	<5	<1	<15	28	<15	<400	<400
62	<5	<1	<5	<1	<15	<15	<15	<400	<400
63	<5	<1	<5	<1	<15	32	<15	<400	<400
64	<5	<1	<5	<1	<15	24	<15	<400	<400
65	<5	<1	<5	<1	<15	34	<15	<400	<400
基準値	150 以下	250 以下	遊離シアン 50 以下	15 以下	150 以下	150 以下	150 以下	4,000 以下	4,000 以下

注1) 基準値は、東京都環境確保条例の汚染土壌処理基準（含有量基準）を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。

注4) カドミウムの基準値は、令和3年4月1日に45mg/kgに改正されているが、調査時点での基準値を記載している。

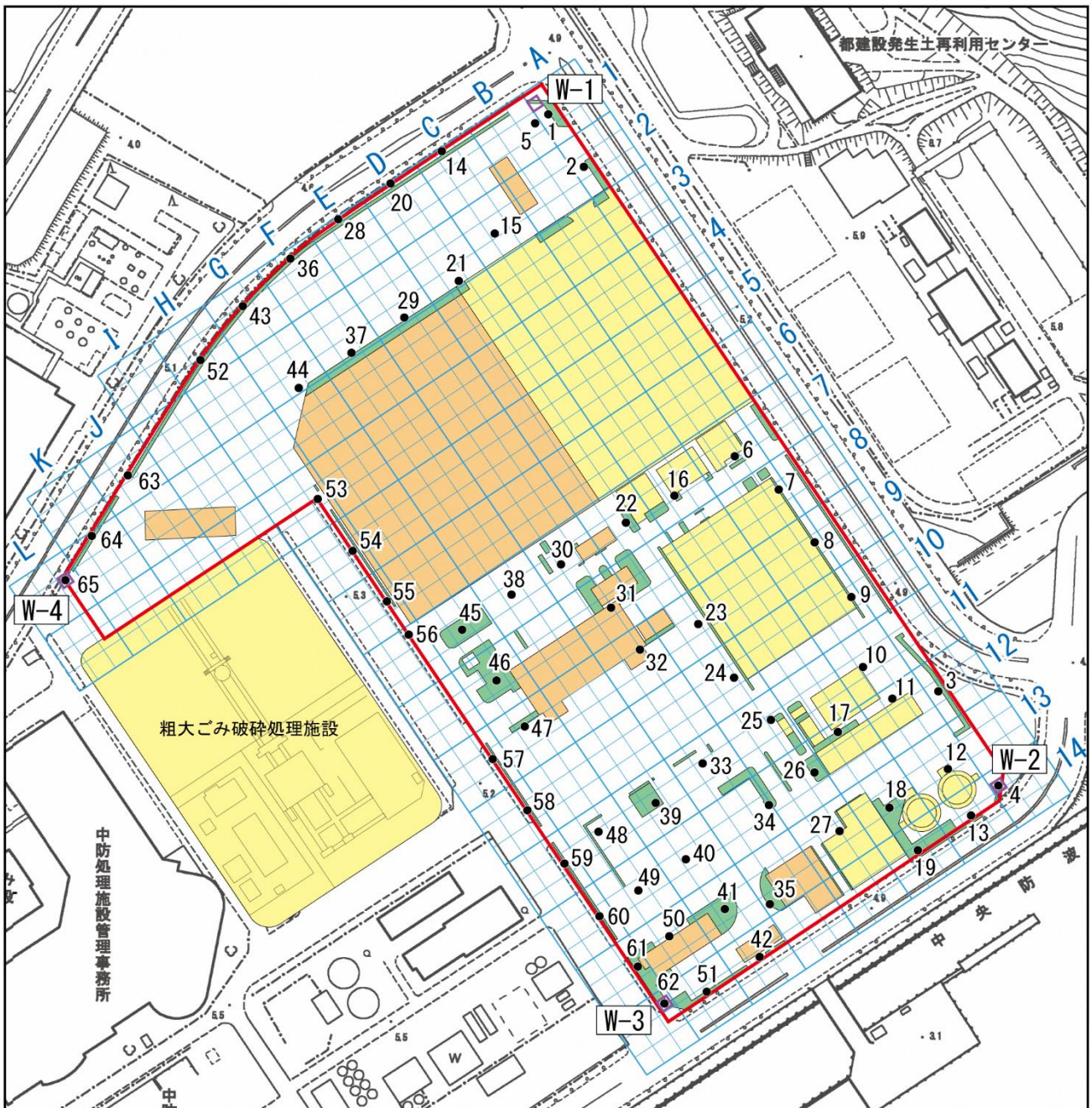
表 6.4-4 地下水質調査結果

対象項目	単位	調査結果				基準値
		W-1	W-2	W-3	W-4	
カドミウム	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	0.008	0.004	0.001	<u>0.018</u>	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
セレン	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
ふっ素	mg/L	0.52	<u>0.98</u>	0.27	0.79	0.8 以下
ほう素	mg/L	0.2	1.0	0.5	0.4	1 以下

注1) 基準値は、地下水の水質汚濁に係る環境基準に係る環境基準を示す。

注2) <は定量下限値未満を示す。

注3) 測定結果の下線は基準値超過を示す。



凡 例

- : 計画地
- : 解体施設
- : 稼働施設
- : 緑地
- : 土壌汚染調査地点
- : 地下水調査地点 (4 地点)
- : 30m 格子
- : 10m 格子

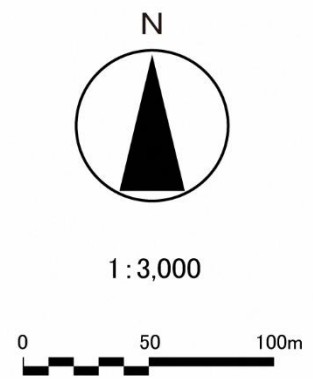


図 6.4-1 土壌及び地下水質調査地点

6.4.2 環境保全のための措置

6.4.2.1 予測に反映した措置

工事の施行中において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

(1) 有害物質の土壤汚染状況調査等

中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体工事に先立ち、関係法令に基づき有害物質の土壤汚染状況調査等を行う。調査に当たっては「東京都土壤汚染対策指針」等に基づき調査単位区画を設定し、調査区画が建物下など工事着手前に調査が実施できない区画がある場合、工事の進捗に合わせ当該区画の調査を実施する。

なお、土壤汚染状況調査により汚染土壤処理基準等を超過していると認められる場合、「東京都土壤汚染対策指針」等に基づき汚染土壤の範囲を確定するとともに、汚染の除去や拡散防止措置といった関連法令に基づく適切な対策を講じ、事後調査報告書において報告する。

(2) 建設発生土を搬出する場合の受入基準の確認

本事業に伴う建設発生土を搬出する場合は、土壤中の有害物質等が「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。

(3) 汚染土壤の適切な処理

(1)の調査において確認された汚染土壤を区域外へ搬出する場合、「汚染土壤の運搬に関するガイドライン」に基づき、運搬車両にシート掛け等を行ったうえで適切に運搬する。また、「東京都環境確保条例」及び「土壤汚染対策法」に基づき、許可を受けた汚染土壤処理施設へ搬出し適切に処理する。

6.4.2.2 予測に反映しなかった措置

工事における排水に当たっては、(1)の調査において有害物質等による汚染土壤が確認された場合は、適宜仮設の汚水処理設備等を設置し、下水排除基準に適合するよう適切に処理した後、公共下水道に放流する。

6.4.3 評価の結果

6.4.3.1 土壤中の有害物質等の濃度

計画地内における現況調査結果によると、溶出量試験においてふっ素が1地点、含有量試験において鉛が2地点で、東京都環境確保条例の汚染土壤処理基準（ふっ素（溶出量試験）：0.8mg/L以下）、鉛（含有量試験）：150mg/kg以下）を超過した。それ以外の項目については、東京都環境確保条例の汚染土壤処理基準を下回った。

現在、施設は稼働中であり、中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壤について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。

このことから、有害物質等が流出するおそれはない。

6.4.3.2 地下水への溶出の可能性の有無

不圧地下水について行った現況調査では、地下水中の有害物質等の濃度は、砒素が1地点、ふっ素が1地点で環境基準（砒素：0.01mg/L以下、ふっ素：0.8mg/L以下）を超過した。

砒素及びふっ素は、自然由来のものであり、また、「6.4.3.1 土壌中の有害物質等の濃度」に示したとおり、新たに土壌が汚染されるおそれがないことから、工事の実施が地下水汚染を引き起こすことはないと考ええる。

6.4.3.3 汚染土壌の量

中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握し、その結果を用いて、汚染土壌の量を把握する。

6.4.3.4 新たな土地への拡散の可能性の有無

中防不燃ごみ処理センター第一プラントの解体の際には、関係法令に基づき、工事区域内の土壌について汚染状況調査を実施し、汚染状況を把握するとともに、適切な拡散防止対策を実施する。

また、本事業に伴い発生する建設発生土を計画地外へ搬出する場合は、「東京都建設発生土再利用センター」等の受入施設の基準に適合していることを確認し、適切に処理する。受入基準に適合していない場合には、関係法令に基づき適切に処理する。

このことから、新たな土地への拡散はないと予測する。

したがって、新たな地域に土壌汚染を拡散させることはなく、評価の指標を満足すると考える。

6.5 景観

6.5.1 環境保全のための措置

6.5.1.1 予測に反映した措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

- ・建築物等の外観意匠については、江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた周辺環境と調和したデザインとする。
- ・計画施設は可能な限り緑化を図る。

6.5.2 評価の結果

6.5.2.1 主要な景観構成要素の改変の程度及び地域景観の特性の変化の程度

計画地は、中央防波堤内側埋立地である人工島に位置し、計画地一帯は、灰溶融施設、粗大ごみ破碎処理施設等のごみ処理施設となっている。ごみ処理施設周辺には、官民の工場、事務所などが存在し、その北側や西側の海に面した区域には中央防波堤ばら物ふ頭、中央防波堤内側内貿ふ頭等の港湾施設がある。また、計画地東側には、現在工事中の海の森公園が整備中である。ごみ処理施設、工場、事務所、港湾施設及び公園が計画地及びその周辺を代表する景観要素となっている。

本事業は、既存施設（整備範囲）において、新たに中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、建築物の建築等における配置、形態・意匠・色彩及び緑化について可能な限り配慮することから、本事業の実施による景観構成要素の改変はなく、地域景観の特性に変化はない。

6.5.2.2 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度

本事業は、既存施設（整備範囲）において、中防不燃・粗大ごみ処理施設を整備するものであり、基本的な景観構成要素の変化はなく、色彩や形状に当たっては江東区景観計画に定める景観形成基準に基づいた外観意匠とする。さらに、構内緑化のほか、新施設の屋上緑化等を行うことにより良好な景観を形成し、周辺景観と調和のとれた景観を創出することで、眺望に大きな変化を及ぼさないと考える。



主要な臨港道路である青海縦貫道線（中防内4号線）に位置する中防大橋の歩道の欄干付近の眺望地点である。橋の上から計画地の南西側を望むことができ、第一プラントの選別棟及び第二プラントの選別制御棟などを見ることができる。

写真 6.5-1(1) 地点1 中防大橋からの景観(現況)



計画地南東側に新たに高さ22m~28mの新施設が出現することにより、後背地の海の森公園の緑や空がわずかに遮られるが、屋上緑化等により、周囲の緑と一体となった眺望となるため、整備前後で眺望の変化はわずかである。

写真 6.5-1(2) 地点1 中防大橋からの景観(将来)

6.6 廃棄物

6.6.1 環境保全のための措置

6.6.1.1 予測に反映した措置

(1) 工事の施行中

工事の施行中における環境保全のための措置は、表 6.6-1に示すとおりである。工事の施行中には、できるだけ廃棄物の発生が抑えられるような施工計画とし、分別の徹底と再利用等を行う。発生した建設廃棄物は、再資源化を図るとともに、可能な限り計画地内での利用を進める。

また、再利用のできない廃棄物については、適切に処分することとし、マニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認し、報告する。

なお、アスベストについては、法令等に基づき適切に処理・処分する。

表 6.6-1 環境保全のための措置（工事の施行中）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物（建設廃棄物）の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値を満足する。 ・型枠材の徹底した転用を行うこと並びにPCa版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。 ・建設資材には、再生品の利用に努める。
廃棄物（施設稼働に伴う廃棄物）の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量（約2万t）は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 ・その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 ・金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 ・廃プラスチック類は廃棄物熱回収施設に搬入し、発電燃料としてサーマルリサイクルする。 ・建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用に努める。
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・建設発生土については一部を埋戻しに使い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 ・解体工事前までに施設の稼働中に確認できない箇所についてもアスベストの調査を行い、アスベストの使用の有無を確認した上で、解体・除去等については、法令等に基づき適切に処理・処分する。
特別管理廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・特別管理廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を明らかにし、事後調査報告書にて報告する。 ・新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る。

(2) 工事の完了後

施設の稼働時における環境保全のための措置は、表 6.6-2に示すとおりである。

表 6.6-2 環境保全のための措置（施設の稼働時）

項目	環境保全のための措置の内容
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの処理過程での選別精度を向上させ、可燃性の残さを清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理し熱回収を行うことで最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やす。 ・可燃物を清掃工場で焼却することで熱回収を行う。

6.6.2 評価の結果

6.6.2.1 工事の施行中

(1) 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

解体工事及び新施設の建設に伴い発生する建設廃棄物は、計画段階から発生抑制に努めることで約4.8万tと予測される。また、分別を徹底し、可能な限り再資源化を図ることにより、「東京都建設リサイクル推進計画」の再資源化率等の全体の目標値を満足する。

また、再資源化できない廃棄物については、産業廃棄物としてマニフェストにより適正に処理・処分されたことを確認するほか、特別管理廃棄物が確認された場合は関係法令に基づいて適正に処理・処分する。

工事の施行中における施設の稼働に伴い排出される廃棄物については、令和2年度以降、中防不燃ごみ処理センターから排出され不燃物として最終処分していた処理残さのうち、可燃性のある約半量（約2万t）は清掃一組が管理している清掃工場で焼却処理することにし、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る。

したがって、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

(2) 建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法

新施設の建設に伴い発生する建設発生土は約3.4万m³である。掘削土のうち、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、関係法令の規定に基づき適切に処理・処分する。

したがって、建設発生土の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

6.6.2.2 工事の完了後

(1) 廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法

新施設稼働時の埋立量（不燃物及び脱水汚泥）は約1.8万t/年、資源物の回収量は、鉄1.7万t/年、アルミ0.2万t/年であり、再資源化率は約86%である。

新施設稼働時では、鉄、アルミの回収率を上げることにより、資源物の回収量を増やすとともに、不燃物の選別精度の向上等によって埋立処分量の削減に努める。また、新施設から排出される不燃物については、引き続き工事の施行中における中防不燃ごみ処理センターから排出される不燃物と同様の処理を行い、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図る。

したがって、本事業の工事の完了後において、廃棄物の排出量、再利用率及び処理・処分方法は関係法令等に定める事業者の責務を遵守できるものであり、妥当であると考ええる。

6.7 温室効果ガス

6.7.1 環境保全のための措置

工事の完了後において、以下に示す環境保全のための措置を行う。

6.7.1.1 予測に反映した措置

- ・太陽光発電により再生可能エネルギーを活用して二酸化炭素排出量の削減を図る。

6.7.1.2 予測に反映しなかった措置

- ・LED照明、高効率モーターを設置することで、環境負荷の低減を図る。
- ・初期照度補正制御及び明るさセンサーによる昼光利用制御を採用することにより、照明器具の消費電力の低減を図る。
- ・人感センサーによる点灯制御を採用することにより、照明器具の消費電力の低減を図る。
- ・高効率ファンを採用することにより、エネルギーのロスを最小限に抑える。
- ・搬入ごみにフロン類を封入した機器が混入している場合は、別途選別し、関係法令に従い、適切に処理・処分する。
- ・清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO₂排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。
- ・屋上緑化等を推進し、二酸化炭素の吸収量の増加及び建物の断熱を図る。
- ・東京都環境確保条例に定める建築物環境計画書制度に従い、管理諸室等には、断熱性に優れた材料を使用し、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化を図る。
- ・電動機等については、今後の技術的進展を踏まえた機器選定を行い、温室効果ガス削減に努める。

6.7.2 評価の結果

新施設では、電力、都市ガスの使用によって、約6,654t-CO₂/年の温室効果ガスを排出すると予測するが、太陽光発電によって約23t-CO₂/年の温室効果ガスの削減が見込まれ、削減量を見込んだ温室効果ガスの総排出量は、約6,631t-CO₂/年と予測する。

本事業では、エネルギーの有効利用として、太陽光等の再生可能エネルギーを積極的に活用する。また、屋上及び壁面の緑化による建物の断熱化やLED照明導入によるエネルギー使用量削減を図る。

さらに、清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO₂排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。

したがって、事業の実施に伴う温室効果ガスの排出量は可能な限り削減でき、評価の指標を満足すると考える。

7 当該対象事業の実施が環境に影響を及ぼすおそれのある地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名

本事業の実施による大気汚染、悪臭、騒音・振動、土壌汚染、景観、廃棄物及び温室効果ガスが環境に影響を及ぼすと予想される地域は、図 7-1 に示す範囲とした。

環境に影響を及ぼすと予測される範囲が最も広くなる景観の中景域（計画地から半径 1.5km の範囲）及び中央防波堤埋立地に接続する道路と結ばれる地域とした。


当該地域を管轄する特別区又は市町村の名称及びその地域の町名は、表 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 当該地域を管轄する特別区及び市町村の名称及び町名

特別区及び市町村の名称	町名
江東区	青海三丁目、青海四丁目、有明四丁目、若洲三丁目、海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目の区域
大田区	城南島五丁目、令和島一丁目及び令和島二丁目の区域
所属未定	中央防波堤外側埋立地の区域



凡 例

 : 計画地

 : 区 界



1 : 50,000



図 7-1 環境に影響を及ぼすおそれのある地域

8 評価書案の修正の経過及びその内容

東京都環境影響評価条例第48条の規定により提出した環境影響評価書案に対する知事の意見は、10章に示すとおりである。また、環境影響評価書案に対する都民及び事業段階関係区長の意見並びにこれらについての事業者の見解は、11章に示すとおりである。

上記の環境影響評価書案に対する意見及び東京都環境影響評価審議会での審議内容を勘案し、評価書案の修正をした箇所は、表8-1 (1) 及び表 8-1 (2) に示すとおりである。

表 8-1 (1) 修正した箇所及びその内容 (本編)

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
3 対象事業の内容の概略			
	表 3-1 [評価書案 p. 1]	江東区長の意見を踏まえ、見解書で表 3-1 に「計画処理量」を追記し表下部に注釈を追記したため、当該箇所を評価書に反映した。	p. 1
4 環境に及ぼす影響の評価の結論			
	表 4-1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論外 [評価書案 p. 2 外]	江東区長の意見を踏まえ、用途地域の指定に係る表現について表現を変更した。	p. 2 外
	表 4-1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論外 [評価書案 p. 6 外]	江東区長の意見を踏まえ、最終処分場の延命化を図る旨を追記した。	p. 6 外
6 対象事業の目的及び内容			
6.2 事業の内容	表 6.2-3(1) 設備概要 [評価書案 p. 28]	江東区長の意見を踏まえ、計画処理量の注釈を追記した。	p. 26
6.4 環境保全に関する計画等への配慮の内容	表 6.4-1 環境保全に関する計画等に配慮した事項 [評価書案 p. 53、54、55]	審議会の意見を踏まえ、ゼロエミッション東京戦略に関する計画の内容及び配慮事項を追記した。	p. 51
		江東区長の意見を踏まえ、江東区環境基本計画（後期）に関する計画の内容を訂正した。	p. 52
		江東区長の意見を踏まえ、江東区一般廃棄物処理基本計画に関する計画について、「適正な中間処理、最終処分の確保」を追記し、配慮事項を追記した。	p. 53
8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
8.2 悪臭	表 8.2-9 既存の施設と新施設の規模等の比較 [評価書案 p. 148]	審議会の意見を踏まえ、処理能力についての注釈を追記した。	p. 146
8.3 騒音・振動	8.3.4.1 評価の指標 [評価書案 p. 225]	審議会の意見を踏まえ、施設の稼働に伴う低周波音の評価の指標について脚注を追記した。	p. 223
8.4 土壌汚染	8.4.1.4 調査の結果 [評価書案 p. 253]	審議会の意見を踏まえ、計画地周辺において、表流水等の利用がないことを追記した。	p. 251
8.5 景観	写真 8.5-1 (2) 地点① 中防大橋からの景観(将来)	審議会の意見を踏まえ、屋上緑化等により、施設周辺の緑と一体となった眺望となる旨を追記した。	p. 271

表 8-1 (2) 修正した箇所及びその内容 (本編)

修正箇所	修正事項	修正内容及び修正理由	評価書ページ
8 環境に及ぼす影響の内容及び程度並びにその評価			
8.6 廃棄物	表 8.6-23 工事の施行中における中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設の稼働に伴い排出される廃棄物等の処分量 [評価書案 p. 297]	知事の審査意見書を踏まえ、「再資源化率」の定義を明記し、廃棄物毎の再資源化の内訳を記載した。また、定義に合わせて再資源化等に係る表現を修正した。	p. 295
	8.6.2.5 予測結果 外 [評価書案 p. 298 外]		p. 296 外
8.7 温室効果ガス	8.7.2.5 予測結果 [評価書案 p. 308]	審議会の意見を踏まえ、温室効果ガス排出の削減量において、「ごみ発電等」から「太陽光発電」へ修正した。	p. 306
	8.7.3.2 予測に反映しなかった措置 [評価書案 p. 309]	知事の審査意見書を踏まえ、更なる排出量削減のための措置として、屋上緑化等の推進、空調負荷の低減等による建物の省エネルギー化及び技術的進展を踏まえた機器選定について追記した。	p. 307

9 事業段階関係地域

東京都環境影響評価条例第 49 条第 1 項の規定により知事が定めた事業段階関係地域（令和 2 年 9 月 14 日決定）は、表 9-1 に示すとおりである。


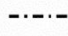
また、その範囲は図 9-1 に示すとおりである。

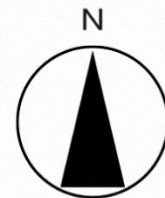
表 9-1 事業段階関係地域の区町名

区名	町名
江東区	青海三丁目、青海四丁目、有明四丁目、若洲三丁目、海の森一丁目、海の森二丁目及び海の森三丁目の区域
大田区	城南島五丁目、令和島一丁目及び令和島二丁目の区域
所属未定	中央防波堤外側埋立地の区域



凡例

-  : 計画地
-  : 区界



1 : 50,000



图 9-1 事業段階関係地域

10 評価書案審査意見書に記載された知事の意見

評価書案審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

廃棄物

不燃ごみ処理施設としての再資源化率の定義と内訳を整理した上で、更なる再資源化率の向上に努めること。また、事業実施に伴う再資源化率については、廃棄物の内訳ごとに整理し、事後調査において報告すること。

温室効果ガス

不燃ごみ処理施設の稼働に伴う温室効果ガスについては、今後の技術的進展を踏まえた、更なる排出量削減措置の実施に努めること。また、温室効果ガスの削減効果については、事後調査において検証すること。

11 評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係区長の意見の件数は、表 11-1 のとおりである。

表 11-1 意見等の件数

意見等	件数
都民の意見書	0
事業段階関係区長の意見	2
合計	2

11.1 事業段階関係区長の意見と事業者の見解

事業段階関係区長である江東区長及び大田区長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

11.1.1 江東区長の意見と事業者の見解

江東区長の意見	事業者の見解
<p>全般的事項</p> <p>新施設は既存施設より、処理能力は低下するが、計画処理量は増加する予定となっている。このため、工事完了後には、ごみ収集車両等が、現況よりも増加すると推察される。この点を踏まえた評価書とすること。</p>	<p>新施設の計画処理量は、既存施設の実績処理量を基に算出しており、既存施設と比べて増加する予定はありません。既存施設の搬入実績から設定した日最大台数を踏まえて予測・評価を行いました。</p>
<p>大気汚染</p> <p>P.2 工車用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については周辺の大気環境への影響が小さく、環境評価の指標を満足するとしているが、区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。ついては、低公害型の工車用車両の採用、教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理等、環境保全のための措置を検討し、その結果を評価書へ記載すること。</p>	<p>工車用車両の寄与率の予測結果は、道路沿道大気質予測地点において二酸化窒素が0.02～0.04%、浮遊粒子状物質が0.01%未満となっており、工車用車両の走行に伴う大気質への影響は小さいと考えています。しかしながら、環境への影響を最小限とするため、予測に反映しなかった措置である九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行などを実施します。また、計画地周辺の教育・福祉等の公共施設及び集合住宅の付近を走行する際の運行管理等については、制限速度の順守、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化します。</p>

江東区長の意見	事業者の見解
<p>悪臭</p> <p>P. 2 工事の完了後、不燃・粗大ゴミの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。</p>	<p>新施設は新たに外壁を設け、外部との開口部分は必要最低限にとどめるなど、不燃・粗大ごみの処理過程において発生する臭気の抑制に努めます。</p>
<p>騒音・振動</p> <p>P. 3～5 工事施工中における建設機械の稼働や工事車両の走行について、また工事完了後における施設の稼働、ごみ収集車両等の走行について、環境に及ぼす影響を適切に評価し、その結果を評価書へ記載するとともに、騒音・振動の発生抑制に努めること。</p> <p>P. 229、231 「江東区海の森」として住居表示されたことから、用途地域の指定は行われるため、それぞれ指定を見据えた表記に改めること。</p>	<p>工事の施行中及び工事の完了後における環境に及ぼす影響を適切に評価し、評価書へ記載します。また、評価書案へ記載した環境保全のための措置を講じて、騒音・振動の発生抑制に努めます。</p> <p>評価書案本編P. 229、231に記載している「今後、用途地域の指定がされる可能性がある。」という表記について、評価書において「今後、用途地域が指定される。」と記載します。</p>
<p>土壌汚染</p> <p>P. 262 計画地には、砒素及びふっ素について、自然由来の土壌汚染と地下水汚染があるとのことだが、建設工事を実施する際には、搬出土を適正に管理することにより土壌汚染の拡散防止、特に粉じん防止に留意すること。</p>	<p>建設工事を実施する際には、関係官庁と協議し、適切に対応します。</p> <p>なお、汚染土壌を搬出する場合は、運搬車両にシート掛け等を行った上で搬出するなどの適切な拡散防止措置を実施します。</p>
<p>景観</p> <p>P. 6 東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとする。東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。</p>	<p>東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとします。</p> <p>また、条例等に基づき景観担当部署と十分協議を行います。</p>
<p>廃棄物</p> <p>「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」と「工事に伴い発生する廃棄物」の再資源化率の定義が同じように見受けられる。一般廃棄物処理は建設リサイクルとは異なり、全体量のうち資源として再生利用される割合を再資源化率と定義することが一般的であるため、焼却処理は再資源化とは言い難い。したがって、「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」における再資源化率の算出方法、もしくは再資源化率という表記を再考すること。(P. 7、P. 297表8.6-23、P. 298表8.6-24、P. 301表8.6-27)</p>	<p>本事業の評価書案においては、「施設の稼働に伴い発生する廃棄物」の再資源化率については法令等による明確な定義がないため、「東京都建設リサイクルガイドライン」を参考として、可燃物を清掃工場へ搬出し熱回収を行うことを再資源化と定義して再資源化率に含めて示しました。意見を踏まえて、評価書の作成の際には、「再資源化率」という表記を検討します。</p> <p>また、この焼却処理による減量化により、埋立量の削減、最終処分場の延命化に寄与していると考えております。</p>

江東区長の意見	事業者の見解
<p>環境保全に関する計画等への配慮の内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P. 54 江東区環境基本計画（後期）の「計画の内容」を以下に改めること。 <ul style="list-style-type: none"> 誤）循環型社会の形成 正）資源循環型地域社会の形成 ・ P. 55 江東区一般廃棄物処理基本計画の「計画の内容」について、本区の計画における具体的施策の一つとして、「適正な中間処理、最終処分の確保」を盛り込んでいるため、配慮すること。 	<p>江東区環境基本計画（後期）の「計画の内容」について、指摘のとおり修正します。</p> <p>江東区一般廃棄物処理基本計画の「計画の内容」について「適正な中間処理、最終処分の確保」を追記し、配慮します。</p>
<p>温室効果ガス</p> <p>P. 7（資料編P. 115） 新施設の処理量あたりの温室効果ガス排出量については、0.0361 t-CO₂/tと既存施設0.0499 t-CO₂/tよりも約38%減少している。しかしながら、新施設の温室効果ガス総排出量は、6,631 t-CO₂/年と、既存施設5,977 t-CO₂/年よりも約10%増加となっている。</p> <p>このため、東京都の「ゼロエミッション東京戦略」が掲げる「2050年にCO₂排出実質ゼロ」や、江東区環境基本計画が掲げる「2030年にCO₂排出量を2013年比で37.6%削減」への貢献について、更なる排出量削減に向けた検討を行うこと。</p> <p>P. 309（資料編P. 115） 予測に反映しなかった措置において、「清掃一組が管理する清掃工場でごみ発電したCO₂排出係数の低い余剰電力の一部を、新施設へ送電（自己託送）して使用する。」を挙げており、温室効果ガスの削減に向けた方策としては有効であると考えます。</p> <p>このため、ごみ発電でのCO₂排出係数から温室効果ガス排出量を算出し、資料編P. 115 表8.7-3に反映した上で、評価書へ記載すること。</p>	<p>資料編P. 115に参考として記載した施設の温室効果ガス総排出量（6,631 t-CO₂/年）は、新施設の最大能力から算出した値であり、実際の新施設の温室効果ガス総排出量とは異なります。</p> <p>また、新施設の年間処理量についても記載していますが、こちらについても新施設の最大能力から算出した値であり、実際とは異なります。</p> <p>なお、「処理量当たりの温室効果ガス排出量」の算出のため、最大能力から算出した温室効果ガス総排出量（6,631 t-CO₂/年）等を記載しています。</p> <p>CO₂の総排出量は23区から排出されるごみ量により増減します。各区のごみ減量化・資源化の取組により、本施設での処理量が減少すれば、CO₂の総排出量も減少するものと考えています。</p> <p>なお、新施設ではCO₂発生係数の少ない廃棄物発電による余剰電力（自己託送）や、CO₂を発生しない太陽光発電、LED照明や高効率モーターなどの省エネルギー機器を有効活用することで、温室効果ガスの削減に努めます。</p> <p>自己託送については、新施設だけではなく、中防にある全ての清掃一組管理施設に供給するものとしています。そのため、特定の施設単体の自己託送使用量を算出することは難しいため、自己託送については、環境保全の措置で、「予測に反映しなかった措置」としてしています。</p>

江東区長の意見	事業者の見解
<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両について <p>速度抑制、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。</p>	<p>工事用車両については、安全確認を徹底するとともに、速度違反や違法駐車を行わないよう交通法令を遵守します。</p> <p>また、計画地周辺での待機を禁止し、計画地周辺の交通渋滞に配慮します。</p>

11.1.2 大田区長の意見と事業者の見解

大田区長の意見	事業者の見解
<p>1 大気汚染、騒音・振動</p> <p>工事中の一般車両等（動物愛護相談センター城南島出張所付近）の交通量推計は減少しているが、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースの運用開始により、当該施設から発生する交通量を見込んだ推計を基にした評価書を提示していただきたい。</p>	<p>工事中の一般車両等台数の推計に用いた日車両台数は、現地調査結果と、「東京港第8次改訂港湾計画」に示されている令和7年の一般車両等の推計値を基に、推計を行いました。</p> <p>この「東京港第8次改訂港湾計画」では、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースから発生する交通量を見込んだ計画となっています。</p>
<p>2 その他</p> <p>城南島や京浜島など地域の事業者、工業団体からは、東京港臨海道路など大田区臨海部の幹線道路における交通渋滞や交通渋滞がもたらす環境への悪影響が大きな問題として、地元区である大田区へ意見が寄せられている。工事の施工中は、工事に関係した苦情や要望があった場合、適切に対応していただきたい。</p> <p>また、今後、中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース、Y2バースの運用開始により、発生交通量の増加が予想され、一層の交通アクセスの悪化が懸念される。中防不燃・粗大ごみ処理施設の稼働後においても、ごみ収集車両等の走行に伴う地域の交通渋滞や環境について、可能な限り、ごみなどの搬出入ルート分散やごみの受け入れ時間の調整など配慮を図っていただきたい。</p>	<p>工事中は工事に関係した苦情や要望があった場合に対応できるよう、工事現場に当組合の職員が常駐する体制とします。</p> <p>また、施設内を走行するごみ収集車両については、場内で適切に誘導し、周辺道路まで渋滞するなど影響がでないように努めます。</p>

12 調査計画書に対する知事並びに都民、周知地域区長の意見

12.1 調査計画書審査意見書に記載された知事の意見

調査計画書審査意見書に記載された知事の意見は、以下に示すとおりである。

〈知事からの意見〉

第2 意見

【大気汚染、騒音・振動共通】

計画地周辺の交通量は、周辺の開発による影響を受けると考えられることから、予測・評価に当たっては、将来交通量の算定を適切に実施し、その過程を環境影響評価書案において詳細に記載すること。

【景観】

計画地周辺では、海の森水上競技場及び海の森公園が整備中であることから、これらの整備状況を考慮し必要に応じて調査地点を追加するとともに、眺望の変化の程度について予測・評価すること。

第3 その他

環境影響評価の項目及び調査等の手法を選定するに当たっては、条例第47条第1項の規定に基づき、調査計画書に係る都民及び周知地域区長等の意見並びに今後の事業計画の具体化を踏まえて検討すること。

なお、選定した環境影響評価の項目のほか、事業計画の具体化に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、環境影響評価書案において対応すること。

12.2 調査計画書に対する都民、周知地域区長の意見の概要

調査計画書について、都民からの意見書が0件、周知地域区長（江東区長、大田区長）からの意見書が2件提出された。周知地域区長からの意見の概要は以下のとおりである。

〈周知地域区長（江東区長）からの意見〉

1 全般事項

計画地である中央防波堤埋立地は、ごみの終末処理に伴う江東区民の負担と犠牲のもとに造成されたものであり、区の将来像を見据え、都と協議を重ねてきたという歴史的経緯を踏まえれば、本区へ帰属することが当然である。

現在係争中の境界確定請求事件において「中央防波堤内側埋立地と直接接続しているのは、江東区からのみ」と主張しており、事実誤認される可能性のある以下の記載内容については改めること。

4.2.1 位置及び区域

P2 「中央防波堤内側埋立地は東京港のほぼ中央に位置しており、江東区青海地区、若洲地区及び大田区城南島地区と車路で結ばれている。

↓

「中央防波堤内側埋立地は東京港のほぼ中央に位置しており、江東区青海地区と直接車路で結ばれている。」

2 全般事項

工事用車両について、速度抑制、安全確認の徹底を関係者に指導するなど、交通安全対策を強化すること。あわせて、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう、交通対策を強化すること。

3 大気汚染

区の調査結果では、臨海部はその他地域より二酸化窒素濃度が高い傾向が確認されている。また微小粒子状物質(PM2.5)は減少傾向にあるものの環境基準を達成できたのは近年のみである。工事施工中及び工事完了後の作業機械の稼働や搬出入関係車両の通行に伴い、排出される大気汚染物質について環境への影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。については、低公害型の工事用車両の採用、教育・福祉等の公共施設及び集合住宅付近を走行する際の運行管理等、環境保全のための措置を図ること。

4 悪臭

工事の完了後、不燃・粗大ごみの処理過程において発生する臭気の抑制に努めること。

5 騒音・振動

環境影響評価調査計画書記載のとおり、江東区東雲 2-5 の港湾道路は、昼夜ともに騒音について環境基準を上回っている。施設周辺及び関連道路について、工事施工中における建設機械の稼働や工事用車両の走行、工事完了後における施設の稼働やごみ収集車両等の走行による影響を適切に評価し、発生抑制に努めること。

6 土壌汚染

工事施工に伴い発生する建設発生土や建設汚泥による土壌汚染が、生活環境に影響を及ぼすことのないよう、工事の施工中の計画地や運搬土壌からの土壌の飛散を適切に予測し、飛散防止対策を実施することにより、周辺環境の保全に努めること。

7 景観

本計画については、東京都景観条例及び東京都景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとされたい。

東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議するように努められたい。

8 廃棄物

新設処理施設の設置に伴う廃棄物、特に不燃物の選別精度向上により、最終処分割合の削減効果等につき、計画時点で、どのように予測、評価をしているのかを明記されたい。

既存処理施設を稼働しながら計画建築物等の建設工事を行うため、工事の施工中は既存処理施設の稼働に伴い発生する廃棄物も踏まえたい。また、工事の施工中は既存処理施設の稼働に影響が生じることが無いよう十分配慮したうえで、当該事業を実施すること。

工事施工中に発生する廃棄物のほか、工事従事者等の飲食による生ごみ・器等についても、発生抑制や資源としての有効利用を図り、ごみ減量に努めること。

9 温室効果ガス

新設処理施設では、最新機器の導入により、廃棄物処理量当たりのエネルギー消費量の削減を図っていると考えるが、計画時点でどのように予測、評価をしているのかを明記されたい。

P171（表 8-28）にて温室効果ガスの予測事項を「施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量の程度及び温室効果ガスの削減量（二酸化炭素）の程度」とし、予測方法を「施設の稼働に伴うエネルギー（電気・都市ガス等）使用量から温室効果ガス排出の原単位を基に温室効果ガスの排出量を算出する方法とする」としているが、整備工事中の工事用車両や建設機械などから排出される温室効果ガスについても考慮し、温室効果ガスの排出を極力抑制する対策を取り入れた施工計画とすること。

〈周知地域区長（大田区長）からの意見〉

中央防波堤埋立地については、行政区域への編入が未確定である。東京港港湾計画（第8次改訂）に基づくふ頭整備等が進展し、また、平成22年の羽田空港再国際化以降、国際線発着枠が飛躍的に増加する中では、中央防波堤埋立地と空港及び大田区の臨海部が相互に連携し、一体となったまちづくりを行っていく必要がある。

また、江戸時代からの歴史的沿革等を踏まえると、当該区域は大田区に帰属すべきものであり、現在係争中でもあることから、東京都におかれては、ご留意いただきたい。

以上のことを踏まえ、本件環境影響評価調査計画書に対して以下のとおり意見を述べる。

現在、当区は、羽田空港のまちづくりの進展及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機会を捉え、地域の工業団体等と連携し空港臨海部の更なる活性化を目指し、まちづくりの推進に取り組んでいる。

とりわけ当該整備事業と密接に関係する城南島では、産業の維持・発展及びまちづくりに係る様々な課題について意見交換等を行っている。

その課題のうち、臨海部の主要な幹線道路における車両交通の渋滞について、改善案を作成するとともに関係機関へ対策実施を申し入れする等、これまでも精力的に活動を重ねてきた。

本件環境影響評価調査計画書によると、工事期間中の関係車両の導線として、城南島内に所在する臨港道路を経由し、工事区域までのアクセス計画が示されている。

当該道路は、城南島を経由し中央防波堤外側及び大田市場が所在する東海を結ぶ臨海部の広域幹線道路であり、平時より一定の時間帯において慢性的な車両交通渋滞が発生しているとともに、当該整備事業に起因する工事車両の往来により更なる交通負荷が発生することで、城南島に所在する企業の活動に支障を来たすことが懸念される。

については、当該整備事業に係る関係車両の工事区域へのアクセス計画等について、大田区臨海部や内陸部にできる限り負荷がかからない混雑緩和措置を講じること。また、供用開始後においても最大限の環境保全措置に努められたい。

13 その他

13.1 対象事業に必要な許認可等及び根拠法令

許 認 可 等	根 拠 法 令
一般廃棄物処理施設の届出	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3
危険物貯蔵所設置許可	消防法第11条
計画通知	建築基準法第18条
工事計画届出	電気事業法第48条
工場設置認可	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第81条
特定施設設置届出	水質汚濁防止法第5条 下水道法第12条
ばい煙発生施設の設置届出	大気汚染防止法第6条

13.2 評価書を作成した者並びにその委託を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

評価書の作成者	名 称 : 東京二十三区清掃一部事務組合 代表者 : 管理者 山崎 孝明 所在地 : 東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号
業務受託者	名 称 : パシフィックコンサルタンツ株式会社 代表者 : 代表取締役 重永 智之 所在地 : 東京都千代田区神田錦町三丁目22番地

注) 業務受託者については、評価書案の作成の委託を受けた者である。

本書に掲載した5万分の1の地図は、国土地理院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。

1万分の1、5千分の1及び3千分の1の地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。

(承認番号 2都市基交著第53号)

令和3年10月発行

印刷物登録

令和3年度第34号

環境影響評価書の概要

－中防不燃・粗大ごみ処理施設整備事業－

編集・発行 東京二十三区清掃一部事務組合 建設部
東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館12階
電話番号 03(6238)0915

印刷 コバヤ印刷株式会社
東京都板橋区熊野町27番11号
電話番号 03(5964)7888